

鎌倉時代における説話集編者の歴史認識

— 『沙石集』と『古今著聞集』を中心に —

松 蘭 齊

キーワード…説話集、沙石集、古今著聞集、歴史認識、無住、橘成季はじめに

本論は、鎌倉時代の説話集編者の歴史認識を検討するために、別稿^[1]で行なった、彼らの説話集における、彼らにとって前代にあたる平安時代に記された貴族の日記の引用の問題の統編にあたるものであり、主として同時代の説話に関する問題を検討する。

別稿で論じた内容の要点は以下のとおりである。

(1) 鎌倉時代の説話集の中には、源頼兼の『古事談』や橘成季の『古今著聞集』のように、年時を明記した説話を多量に所載する説話集が存在すること、それらを後掲する表1・2のように編年で整理してみた時、『古事談』の場合(表2)、編者の同時代より明らかに前代、特に平安時代の中・後期の説話を収集することに彼の主眼があり、その際、特に藤原実資の日記『小右記』の入手に大

きな意味があったことを、その入手の時代的な背景などとともに明らかにした。

(2) 一方、『古事談』より少し遅れて編纂された『古今著聞集』の場合(表1)、平安時代のみならず、表3に見えるように、それに連続して成季の生きた同時代(鎌倉時代)のそのような説話を数多く収集していること(この点については本論で検討する)。平安時代については、藤原頼長の『台記』の入手が説話集編纂に際して大きな意味があったのではないかという点を、その入手の背景と共に説明した。

(3) 以上の検討の中から、鎌倉時代の説話集編者にとって、収集した説話にこれらの日記名が記される際、それらは単なる典拠の表示ではなく、その名を出すこと自体にある種の権威を持たせ、その量や質が当時の説話集の世界

における一種のセールスポイントとなつていゝるのではな
いかと推測した。

本論に入る前に、以下の点をひとまず確認しておきたい。

『古事談』と『古今著聞集』では、取集された多くの説話が、「王道后宮」（『古事談』）とか「神祇第一」（『古今著聞集』）などの部門に分けられ、かつそれぞれの部門の中において古い順に並べられている。当然、並べる際にそれぞれの説話がいつの時代の話なのかを知り、その先後関係を確認した上で、説話を並べていく訳である。この彼らの行なつた作業において、一つの可能性として、説話集編者の頭の中には、その部門の枠を取り払つたすべての説話が時代の古い順に認識されており、それが当時の歴史書や年代記とは（重複しているところもあるが）異なつた形で、彼らの歴史認識を形成していたのではないかということである。そしてそこには彼らの過去の事象に対する価値観が現れるはずである。源顕兼の場合、平安時代の説話が多いというだけではなく、中期の一一世紀あたりに比重があるが、その時代を描き出すために、『小右記』という日記の存在が意味を持つてくる訳である。

説話集編者ではない、日記を公事の道具として日常的に記し読み、また写したりしていた王朝貴族たちも、いつしか父祖の日記を柱と

しながらも、それ以外の多くの日記が連鎖して、そこに含まれた大量の情報から大きな時代の流れを頭の中にイメージしていたはずである。実際、日記は歴史書の材料とされてきた訳であるが、そうなつていない、素材の状態の大量の日記の群れからも、彼らの歴史認識が生み出されていたのではないかと思われる。

この日記との関係を考える場合、説話集編者にとって、問題はむしろ同時代にあると考えるべきであろう。平安時代の日記と異なり、同時代人の日記の主たる部分は、まだ本人の子孫の「家」内部にあり、時折漏れ落ちてくるものしか使用できない状態にある。

そのような同時代の説話について、平安時代の場合のように日記名を付記することが難しいとしたら、どのようにその価値を提示するのだろうか。

橘成季は、『古今著聞集』の序において、その「実録」として意義を強調し、さらに跋で以下のように記す。

①「或は家々の記録をうかゞい、或は処々の勝絶をたづね、しかのみならず、たまばこのみちゆきぶりのかたらひ、あまさかるひなのでぶりのならひにつけて、たゞに、きゝづてにきく事もしるせれば、さだめてうける事も又たしかなることまじり侍らんかし、つゝに部をわかち、巻をさだめて、卅篇廿卷とす」

（『古今著聞集』跋）

表4 平安期の往生伝に見える往生年次が記された往生者数

	往生伝名 (撰者、成立時期)	所載された往生者数 A	年月日が記された往 生者数 B	B÷A
1	日本往生極楽記 (慶滋保胤撰、985~87頃成立)	45	7	15%
2	統本朝往生伝 (大江匡房撰、1102頃成立?)	42	5	12%
3	拾遺往生伝 (三善為康撰、1151成立)	95	69	72%
4	後拾遺往生伝 (?、1137以後成立)	77	63	81%
5	三外往生記 (蓮禪撰、1139以後成立)	50	22	44%
6	本朝新修往生伝 (藤原宗友撰、1151成立)	41	35	85%
7	高野山往生伝 (?、1187~94頃成立)	38	33	87%

彼は、ただ「家々の記録」をうかがっただけではなく、「処々の勝絶」を訪ね、「きょづてにきく事」を記したといい、自ら取材し入手したことを強調しているかのようである。そして、その話が起きた年、さらに言えば月日まで具体的に記すことを期した。

その実録性は、説話集ではないが、同じ読者圏を持っていると思われる往生伝の世界でも同様である。表4は、平安時代に制作された往生伝において、そこに所収された往生者の中で、往生の年月日が記されている往生者の割合を示したものである。一〇世紀末に出現した往生伝集ともいべきものは、時代が下るにつれて、往生した年月、

できれば日時まで調べ明記しようとする傾向がみられる。実録性を明示し、自身が編んだ往生伝に所収された往生者が真のそれであることをアピールすることが目的だったと考えられる。

恐らく一二世紀の編者たちは、往生者の噂を聞くたびに、その取材に向かい、その内容を順次記録していったようで、もしくは日次記のようなものに一先ず記しておいて、後でその記録だけピックアップしてまとめたのかもしれない。そうであれば、同時代の貴族が公事に関わることを抄出して部類記などを作成する行為と同じである。『中右記』などには、耳にした往生者の事を記したものが、彼らの日記の特徴の一つである薨卒伝にも往生のデータが含まれており、それらを集めていくと小往生伝なら容易くできそうである。

以下、鎌倉時代の説話集における実録性の問題から考えていこう。

一 鎌倉時代の説話集の実録性—無住の場合—

(一) 実録性の強調

鎌倉時代の説話集で特にその実録性を強調する注記が見えるのは、無住によって編まれた『沙石集』であろう。

その表現は次のようなものに分類される。

A その説話の当事者や目撃者、もしくは関係者から直接取材したというもの。

「信州のある山寺に上人あり、三腹に三人の子を持ちたり、：見たる人の物語なり」(巻第四ノ三)

「常州に、ある山里に、遁世門なる上人ありき、奈良法師にて、春乗房の上人の、大仏殿造営の事ども、若うて見たりし由なんど、語り侍りき、：／＼この事、かの老僧をも尼公をも、よくよく見たりしかば、人づてならず、その庭になき計りにて、事の子細は委く聞き侍りき：」(巻第四ノ七)

「常州に、ある入道、年来念仏の行者にて、随分の後世者と思へり、弘安元年の夏の比、疫癘にて失せにけり、臨終の心よからぬ事を、子息の僧、本意なき事に歎き思ひけり、火葬するほどに、：／＼この事、かの僧来りて、まのあたり物語りして、外道の石になりたる事、かの文どれと問ふ事ありき、法の威力、末代も疑ふべからずこそ」(巻第九ノ二十二)

他にも、「この事は、かの寺の老僧、語り侍りき(巻第七ノ十三)、「かの子息語りき」(巻第九ノ十五)「慥に見たる同法の僧、語り侍りき」(巻第九ノ十九)「慥に見たる同法の説なり、当時も所の地頭のもとにあり、と云へり」(巻第九ノ二十二)「かの孫弟子の僧の物語なり」(巻第十末ノ十二)などが見えている。

B その説話の当事者がまだ生存中であるというもの。この場合、

当事者たちの名前を載せないのはわからないからではなく、明記すると差し障りがあり、わざと隠すのであると強調する。

「坂東に、ある大名の後家の禅尼、仏事営みて、年来の祈りの師の老僧を導師に請じ、大日を供養せさせけり、：／＼この事は、かの孫子、当時ある人なり、憚りてその名を記さず、慥かの事なり、：」(巻第六ノ二)

「：是は鎌倉にて沙汰せし事なり、尼公の名も、僧の名も覚え侍れども、例の憚りにて記さず」(巻第六ノ二)

「鎌倉に、ある人の女、若宮の僧房の児を恋ひて、病になりぬ、：／＼この事は、かの父母、ある僧に、孝養してたべ、とて、ありのままにこの様を申しけるとて、同法の僧、慥に語り侍りき、纔に二十年が中の事なり、名も承りしかども、憚りて記さず／＼この物語は、当世の事を記する故に、その所、その名を隠す事あり、不定の故にはあらず、慥の事どもなり」(巻第九ノ二)

他にも「さて、かの子息、親とも主とも、一筋に憑み入りて、當時まで有りと聞こゆ」(巻第七ノ四)「当時ある人として、名をば隠して、ある人語りき」(巻第九ノ十四)などが見えている。

C 無住自身が体験、もしくは目撃したとするもの。

「そのかみ、興福寺の維摩会の延年の見物したる事侍りしに、十月十四日の夕、時雨おびたしかりしが、：時にとりて優に侍りし事、宝治二年の事やらむか、忘れずして、同じく十三日の夜、：」（巻第五末ノ二）

「南都の故一条院へ、光明院僧正の参ぜられたりける時、御物語りに、：」（巻第十本ノ八）

説話として面白ければ、また信仰への方便としての役割を果たせば、その辺りは適当でよいように思うのは現代人の感覚なのだろう。無住としては、その話が事実であること、もしくは作り話ではなく、確かな情報源から得たものであることを読者に理解してほしかった訳で、『往生伝』の編者たちと同様の実録というものへの強い志向が感じられる。

無住は、次の史料②のように、『雑談集』の中で、信仰のために一時的には日記を付けたことはあっても、日常的には付けてこなかったことを語っている。

② 「愚老コトニ信心フカクシテ、千余部誦誦シヌラムト覚へ侍リ、年来不_レ日記、去年バカリ日記シテ侍ルニ、一年中、一百二十余ナリ、今年モ不_レ可_レ劣、二百四十余部也ノ昔ノ伝記ニ畜類マ

デ聞_レ之、得益アル事、不_レ可_レ勝計、和漢伝ニ少々釈_レ之」（巻第七）
 彼が、AとCのような形で、説話に年記・日付がないことを関係者への取材などの説明で補おうとするのも、このような自分が生きてきた時代について時間的にはつきりさせられないこともその理由の一つとしてあるのかもしれない³⁾。この点については後述する。

(2) さまざまな時代認識

それでも無住は、『沙石集』において、自身の集めた説話を載せる際、彼なりの時代認識をもつていた説明しようとしていた。それは統一されたものではなく、整除されたものではないが、当時使われていたさまざま時間概念を駆使している趣きがある。

まず、当時一般的な時代区分の概念である上代・中古・近代という三つの区分を無住も使用している。それを事例と共に整理したものが表5であるが、上代の項のbに見えるように、上代と中古が対概念になっており、中古のaに見えるように、中古と近代が対になっていることが確かめられる。これらははつきりといつかいつまでとは限定できないが、中古のbに見えるように、僧(蔵)賀上人(九一七〜一〇〇三)・恵心僧都(源信、九四二〜一〇一七)が生きた時代、中古は、大体平安時代中期を指しており、近代が無住と同時代を指しているので、上代は、平安前期以前を指すようである。

表5 『沙石集』に見える時代認識I (時代区分の表現)

	事例	所収巻
上代	a. 上代は、君も臣も仁義あり、芳心あり、末代は父子・兄弟・親類あたとを結び、楯をつき、問註対決し、境を論じ、処分を諱ふ事、年々に随ひて世に多く聞こゆ、	巻第七ノ四
	b. 威勢を以て榮え驕りし人は、皆、上代も中古も、久からずして失せにき、	巻第十本ノ三
中古	a. 中古よりこのかた、寺社の建立まめやかなり、人の根機下れる故なり、風雨を防ぎ、病苦を逃るる程の房舎ならば、事足りぬべし、近代、美麗に作る事、仏意にかなはじ、…	巻第八ノ五
	b. 中古の先達の智者は、皆大事を大事と思ひて、或いは神仏に祈請して道心を願ふ、僧賀上人は中堂に千日參籠して、毎夜に千度の礼拝をして、道心をぞ申されける／恵心僧都も、往生の事、心もとなく不審に覺えて、…	巻第十本ノ一
中比	a. また、中比、都に念仏門流布して、悪人の往生すべきよし云ひたて、…	巻第一ノ十
	b. 中比、某の宰相とかや聞こえし人、才覚も優に、賢人の覚えありけるが、出家して高野山に隠居して、念仏の行をむねとして、真言などもうかがひ、道心者の聞こえあるあり、…	巻第十本ノ十
近代	a. 末代には真言の益あるべきにて、昔よりも近代は次第に盛りに、亡魂の遺骨をば彼の靈寺に送る事、貴賤を言はず、花夷を論ぜず、我も我もと持ち上るなり…	巻第二ノ七
	b. 故法性寺の禪定殿下、御物語りありける折節にて、申されけるは、実賢などが、車に乗り出て仕つかまつるも、大方あるまじきなり、されども近代は、昔の儀を振舞ふをば、狂せるやうに人思ひ合へば、世に随ひてこそ振舞ひ候へ、…／上代の僧の官途は、上より賞し給ふ、名聞にあらず、近代望みて名を求め、貪りて利を思ふ、釈子の風靡れ、道人の儀欠けたるの故なり、	巻第十本ノ八
近比	近比、奥州にある山寺の別当なりける僧、本尊を造立せんと年比思ひ企て、…／上古には、かかるためしもあり、当世には、まめやかに有り難き、正直の賢人なり、文永年中の事なれば、無下に近き事なり、慥かに聞き伝へて、ある人語り侍りしが、…	巻第七ノ一、

更に、これら以外に、中比（なかごろ）・近比（ちかきころ、ちかごろ）という概念も使用されており、あまり厳密なものではないが、中古・近代という時間概念とはややずれているように思われる。中比のaに「念仏門流布して」、とか「悪人往生」とか見えるように鎌倉時代前期の法然・親鸞が活動していた時期を指しているようであり、同じく中比のbに見える「某の宰相」は、『平家物語』延慶本（第二中）に「此夢ヲ高野宰相入道成頼伝聞テ宣ケルハ」と見える勸修寺流藤原氏（顕隆流）の成頼（一一三六〜一二〇二）であろうから、大体平安時代末から鎌倉初頭を指すのであろう。

一方、近比は、表4に「文永年中」と見え、「近比、高野に南証房の檢校覚海と云ふ、密宗の名匠ありけり、…」（巻第二ノ八）と見える覚海は、貞応二（一一二二）年に八二歳で没した僧、「近比、小河の僧正と聞こえしは、天台の密宗の明匠にておはしける、…」（巻第八ノ二）と見える承澄は、弘安五（一一八二）年に七八歳で没した僧侶なので、『沙石集』が編纂された弘安六（一一八三）年からさかのぼって鎌倉初期あたりまでを指しているようである。恐らく近代より執筆時点に近い時期を意識していると考えられる。

このような当時一般的であったと考えられる時代を大きく区分する概念に対し、より具体的にある時期・時代を表現する用語が多く用いられている。

まず、時期が具体的に限定されるものとして、「去文永七年七月十七日、尾張国、折戸の宿に雷神落ちて：」（巻第六ノ十三）のように年月日を明記するものもあるが、次の説話に見えるように、「文永の比」「文永年中」という表現が多く使用されている。

「常陸国中郡と云ふ所に草堂あり、薬師を安置す、：当時の事なれば隠れなく侍り、末代なればとて、感応空しき事あるべからず、文永の比と覚え侍るなり、また尾張国熱田の社頭に、若き下手男、今年十一月十五日、俄に両目ともに盲てけり、心うく覚えければ、神宮寺に参籠して、薬師如来に祈念しける程に、次の三月十五日の夜の夢に、一人の僧来りて、：親（まのあたり）り見る人の説なり、これも文永中の事なり」（巻第二ノ二）

これが、弘安年間に入ると、「駿河国富士河の上に、殺生を業とせる男ありけり、：弘安年中の事なり」（巻第二ノ五）というように、「弘安年中」という表現もあるが、「常州に、ある入道、年来念仏の行者にて、随分の後世者と思へり、弘安元年の夏の比、疫癘にて失せにけり」（巻第九ノ二十二）とあるように、「弘安元年」（巻第九ノ二十一、四、巻第十末ノ十三など）と年を明記しており、かえって彼が記録を参照しながら説話をまとめるのではなく、記憶に頼っていることを窺わせていて興味深い。

次に、「く天皇の御時」のように天皇の代で説明するタイプである

(表6)。

ここでは、ある時間の範囲を指す際にその天皇の治世をもって表現する場合だけを示し、「後嵯峨法皇の御熊野詣ありける時」（巻第五末ノ二）のように、天皇の行った行為に対する表現などは省いている。全体としてこれらの事例は多くなく、特定の天皇の代を理想の時代とするような意識はあまり感じられない。それに類するものとして、無住の先祖が幕府の御家人の一族であったらしいこと、そして尾張に居住しており、地方そして武家の世界に接して生きていた人物としては当然なのである

表6 『沙石集』に見える時代認識Ⅱ（天皇の代）

天皇名	説話の関係箇所	巻
聖武天皇ノ御宇	聖武天皇ノ御宇、唐朝ノ龍興寺ノ鑿真和尚、我国へ来り給テ、如法の受戒始行、如法ノ持斎梵行、殆ト如在世ナリケルニヤ、…	巻第三ノ五
村上ノ御宇	村上ノ御宇、内裏にて五壇の法修せられけるに、慈悲大師は中壇の阿闍梨にておはしけるが…	巻第一ノ三
白河院ノ御時	白河院ノ御時、天下殺生禁断せられて、自ら犯す者あれば、重科に当たりける比、ある山寺の僧、…	巻第七ノ八
鳥羽ノ法皇ノ御時	鳥羽ノ法皇ノ御時、待賢門院に、小大進と云ふ女房召し仕はれけり、…	巻第五末ノ一
後鳥羽院ノ御時	後鳥羽院ノ御時、本所の者の中に、名人なりけるが、承久の乱に、都に跡もどめずして、白拍子の鼓打ちして、田舎ここかしこ歩きめぐり、年たけて白髪になりけるが、…	巻第五末ノ二、

うが、「鎌倉の右大将家の御時」という表現がある。^⑦この場合、頼朝が実際行なった行為を指す場合も多いが、漠然と頼朝によって幕府が主催されていた時代を指すとみてもよいものもあるようである。

「鎌倉の右大将家の御時、京よりまやめと云ふはしたものの、召し下したりけり、十七、八ばかりなりけるが、美人なりけるを、…」

(巻第五末ノ二)

「故鎌倉の右大将家の御時、武蔵の江戸、子細有りて召されて、葛西に給ひけるに、…」(巻第七ノ四)

次の説話にも「故大将殿の御時」とあり、「故大将殿」頼朝が、夫を討たれた梶原景時の妻の話と結びついて見えている。景時は無住の先祖と推測されており、頼朝の死後、没落させられた頼末が一族の言伝えとして無住にまで及び、頼朝の生きていた時代への憧憬がより強められていたのかもしれない。

「建仁寺の塔も度々の炎上に免れたり、故あるにや、かの寺の古き僧の語りしは、故梶原景時打たれて後、かの女房の尼公、あまりに歎き悲しみて、そぞろに世をも恨み、思ひ沈みてのみ有るを、建仁寺の本願僧正、常には教化せられけり、何事も自業自得果として、我が作る業、報ひて善悪の因違はず、苦楽の果を受くる事なり、世をも人をも恨み給ふべからず、故大将殿の御時、万の軍の

謀り事をば、仰せ合はせられしかば、人の亡び失し事、然るべき事と言ひながら、かのはからひによる、その咎免れ難くして、終に失せられしかば、人の咎と思ふべからず、…」(巻第八ノ五)

次のような「源氏の世」というのもこれに類するものである。

「平家滅びて後、源氏の世になりし継ぎ目に、京都の然るべき人々、鎌倉へとかく物申されけれども、用ゐ給はねども、吉田経房の大納言、吉田の家に、門を閉じて引き籠りておはしけるをぞ、賢人と聞き給ひて、京都の事、一向申し合はすべき由、鎌倉殿申されける、…」(巻第十本ノ三)

他に、頼朝による奥州藤原氏の討滅のための軍事動員を指す「奥入りの時、名取河にて、…」(巻第五末ノ二)という表現、そして特に無住の暮していた東海地方の武士たちに大きな影響があつたためであろう、承久の乱も時代のエポックとして認識されていた。

「また、去し承久の乱の時、当国の任人、恐れをなして社壇に集まりつ、…」(巻第一ノ四)

「尾張国に、右馬允某甲と云ふ俗ありけり、承久の乱の時、京方にて杳瀬河の戦に、手あまた負ひてけり…」(巻第二ノ四)

「後鳥羽院の御時、本所の者の中に、名人なりけるが、承久の乱に、都に跡もとどめずして、白拍子の鼓打ちして、田舎ここかしこ歩きめぐり、年たけて白髪になりけるが、…」(巻第五末ノ二)

「尾州に、山田二郎源重忠と云ひしは、承久の時、君の御方にて討たれし人なり、弓箭の道、人に許され、心も猛く、器量も人に勝れたりける者ながら、心やさしくて、民の煩ひも思ひ知りて、よろづ優なる人なりけり…」(巻第七ノ四)

無住は、嘉祿二(一二三六)年の生まれで、承久の乱よりすでに五年を経ており、鎌倉や下野国・常陸国を点々とし、さらに禅・律・真言を修学しながら南都と関東を往還した彼は、弘長二(一二六二)年に尾張国長母寺に腰を落ち着けた。すでに承久の乱より四〇年ほど経ているが、乱において京方の武士として勇戦した山田重忠らの伝承とともに、この地域に強く意識されていた歴史認識なのかもしれない。

他に、無住と同時代人である北条氏の執権泰時⁸や時頼⁹の名も見えるが、ある時代を表現するレベルには達していないようである。

頼朝の時代や承久の乱を一つの区切りとする意識は、社会全体に共通したものではなく、武士階層や東国の世界に特徴的なものかもしれない。そこには無住自身の個人的な経歴が影響を与えている面もあったと思われる¹⁰。

天皇以外の朝廷の人物としては、「故法性寺の禪定殿下」九条道家の名が所収の説話に見えており(巻第七ノ十三・巻第十本ノ八)、さらに次の「松尾の証月房上人」慶政(道家の異母兄)作の『比良山古人靈託』

の内容に触れた説話のように、一つの時代と認識していたことを感じさせるものがある。

「故法性寺の禪定殿下の御時、殿中の女房の靈に託して、種々の事共申しけるに、松尾の証月房上人召されて、あひしらはれけるに、中古よりの智者・学生と聞こえし共、皆魔道にある由云ひけり、解脱房・明恵房ぞ、いづちへ行きたるやらん、見えぬと申しける、真実の道心者の聞こえありしが、さもと覚え侍り」(巻第十末ノ十二)

後述するように九条道家が朝廷で権力の絶頂にあったのは、後堀河・四条天皇の代(一二三二〜四二)であり、この頃、無住は主に関東で修学に努めていたと思われるが、後に巴爾弁円を招いて九条道家が創建した東福寺に無住も学んでおり、道家の子頼経、その子頼嗣が將軍として鎌倉にあつた訳であるから、一つの時代として認識していたのであろう。

慶政が八〇歳で没したのが、文永五(一二六八)年であり、半生が重なっている。説話の世界に関係深いこの人物には、所属する宗派は異なっているが、むしろ所属する宗派の中でアウトロー的な存在であつたと推測される無住にとって、説話集を編もうと意識したことから、少なからず関心があつた人物ではないだろうか。

二 『古今著聞集』にみる歴史意識

(一) なまびよな記録的説話

無住のような、記憶に頼りながらの、ある種アバウトな説話の時代の把握は、無住自身に、自身の説話集に実録性を持たせたいと考えながら、その材料に記録としての弱さがあったためから生じるものである。

一方、橘成季は、表1・表3に見えるように、平安時代から説話集を編纂した鎌倉時代中期に至るまで、年月日が明記された大量の説話を材料としていることが知られる。また、次の表7からも知られるように、成季自身が生きた同時代、鎌倉時代前・中期についても、編纂時点に近い第4期、後嵯峨〜後深草天皇の代に若干多くなっている傾向はあるが、いずれかの時期に特に偏ってはいないようである。

平安時代については、その素材として

表7 『古今著聞集』に見える年時のある説話集の数的整理 (鎌倉時代)

期	期間 (西暦)	天皇	説話数 (*)	説話番号
1	1184~1209	後鳥羽~土御門天皇	18 (0.69)	1~18
2	1210~1221	順徳~仲恭天皇	12 (1.00)	19~30
3	1222~1242	後堀河~四条天皇	20 (0.95)	31~50
4	1243~1254	後嵯峨~後深草天皇	20 (1.67)	51~70

* () 内は説話の数をその期間の年数で割ったもの。大きいものほどその期間の説話が多く収集されていることを示す。

当時流通し始めていた貴族たちの日記が使用され、一つの核となつたことは別稿で述べた。

それでは、この時代はどのように記録的な説話を収集したのでらうか。今日史料として重視されるような日記は、いまだ記主自身の子孫の「家」の中にあるものがほとんどであろうし、承久の乱で罪を問われ、処刑された藤原光親のような貴族の日記もいまだ市中に流通している形跡はなく、院をはじめとする権力者ならともかく、成季のような身分の説話集編者の手に入った可能性は低いように思われる。

それを反映するように、『古今著聞集』において日記名が明記されているものほとんどは平安期の日記であり、その記主が鎌倉期まで存命だったものは、勸修寺流藤原氏の経房くらいしか見当たらない⁽¹⁾。次の説話である(表1の199)。

「承安二年五月、東山仙洞にして公卿侍臣以下を左右に分ちて鴨合せの事／承安二年五月二日、東山仙洞にて鴨合せのことありけり、公卿・侍臣・僧徒・上下の北面の輩、つねに祇候のものども、左右をわかたれたり、…雖^レ為^レ一日之宴遊、定備^レ万代之美談、歎昏黒事了、をのをの退出す、此事中御門左大臣殿の御尋によりて、奉行人経房朝臣書てたてまつりける也」(巻第二十魚虫禽獸六九〇)

この説話集の中ではかなり長文の説話に属するものの一つであ

り、明らかにこの承安三年五月二日に後白河院中で行われた鴨合せの詳細な記録を所載したものである。この説話の末尾に見えるように、奉行人の経房が、中御門左大臣、つまり藤原経宗（眞関家庶流、大炊御門家）に尋ねられて献じた記録であるとするならば、元々は漢文で記されていた別記の類であろう。経宗は、経房が公事の師として仰ぐ人物で、儀式故実を通じた交流は当時の記録に散見する。経房と経宗のやり取りであるから、この部分は元々漢文の記録に記されていたものと考えられ、経房の日次記にあつた記事をダイジェストしたか、当初より他者に提供することを前提に作成されたものであろう。

成季が漢文の記録を入手して和漢混淆文に読み下したのか、それともすでに和漢混淆文になっていたものを採用したのか不明である。平安末期以降、男性貴族が女院や女房のために、漢文で書かれた公事の記録を仮名に読み下して提供する、もしくは提供させられることが目立つようになる。¹⁴ 広く伝播していく中で（読者層が女性、さらに武士層などに拡大）、そのようにスタイルが変換されていくようである。この記録もそういう類のものであるろう。

このような特別なイベントの記録が、『古今著聞集』には他にも掲載されている。

まず、巻第二釈教六九に「別当兼光使庁の結縁経を再興の事並び

に顕俊定嗣等供養の事」として載せられている説話を見てみよう。

ここでは、検非違使庁主催の結縁経が、長保元（九九九）年三月一〇日に始められたこと、その後長く中断したが、建久年間に藤原兼光（日野流、以下、在任期間は注（15）の別当二覽表を参照）によって復興され、建保六（一二二八）年五月二〇日には、藤原顕俊（勸修寺流、定嗣の叔父）によって雲林院で催されたという。その際には、「前の右大臣公繼」以下の別当経験者に依頼し、法華経などを一巻ずつ書写して結縁してもらったという。¹⁵ さらに藤原定嗣（勸修寺流、別当在任期間は宝治元・

一二八〇同三・二・二〇）が東山の靈山堂で挙行し、先例に任せて赦が行われ、法華経や金光明経の品ごとに詩歌を詠作したという。定嗣が行った結縁経供養は、説話では、宝治六年となつてはいるが、宝治は三年で建長と改元されており、これは書写の誤りと考えられ、実際、『百鍊抄』の宝治二年五月二八日条に「別当定嗣卿於東山辺供養結縁経」と見えている。

成季の編纂意識を考える際に二点重要な点がある。

一つは、ここで検非違使庁関係の行事として行われた結縁経という、普通の貴族の日記にはあまり見かけない記事についての、かなり詳しくかつ正確な先例が収集されている点である。これは、『清癡眼抄』のような検非違使の職務に関する先例集¹⁶ もしくは、それを所持した検非違使の「家」の者に取材した可能性が強い。二つ目は、

『百鍊抄』という私撰国史に記事としてあげられている点である。ここでは、この検非違使別当藤原定嗣による結縁経の催行が「歴史」の対象として扱われており、それを成季が『古今著聞集』の一説話として取り上げていることは興味深い。その内容は『百鍊抄』より詳細で、『古今著聞集』の実録的な性格を強く感じさせるものとなっていることである。

次に「後堀河院の御時、絵づくの貝おほひの事」として巻第十一(画四〇三、表3の34)に所収されている説話を見てみよう。

ここには、後堀河院が、天福元(一二三三)年春の頃、内大臣西園寺実氏の冷泉富小路邸において、藻壁門院(藤原尊子、道家の娘)らと内輪の貝覆いの会を催し、その負態として女院の方が源氏物語の絵詞を作って献ぜられたのに対し、再戦で負けた院の方が今度は、「小(狭)衣」などの様々な物語を四季の一二の月ごとに書かせられ、さらに近習の殿上人等を巻き込み、様々な絵が持ち出されて風流を楽しまれたという説話が載せられている。

この催しには、娘(民部卿典侍)が院や女院に女房として仕えていたこともあって、その絵の題材に用いられる物語や和歌の選定に藤原定家が関わっていたことが『明月記』天福元年三月二〇日条より知られる。その記事の内容は、『古今著聞集』のそれとは当然異なった内容となっており、六月くらいまで継続されたこの物語絵の作成

について¹⁷⁾、成季は、当然定家とは別な人物が残した記録に基づいて一話を設けたことは確かである。興味深いのは、これら「両方の御絵」が「姫方」¹⁸⁾に伝えられ、その姫君たちが亡くなった後は、四条天皇へ、崩御後はさらに藤原全子(尊子妹、特別に復活した尚侍の地位に就く)に渡されたこと、説話がこれらの絵のその後の行方まで記すことである。後宮内の極めてプライベートな情報は、男性貴族ではなく、これらは旧後高倉皇統の女院などに仕える女房たちを情報源としているのではないだろうか。このあたり、次に示すように、慶政との関係を感じさせる説話でもある。

(二) 九条道家と慶政関係説話をめぐって

「四条天皇崩御並びに御葬送の事」として巻第一三(哀傷四七〇)に載せられている説話も、極めて記録的な性格の強い説話の一つであり、「ちかくまのあたりかなしかりしは」と自らの経験を語る形で始めている点、単なる説話を超え、特異なものとなっている。また、最後に「西山の澄(澄) 月上人」を登場させ、人々の悲しみを再確認させている点も他の説話と趣きを異にしているところである。

「生者必滅のことほり、会者定離のならひは、たかきもくだれるも、のがるゝ事なければ、わきて驚くべきにあらねども、ちかくまのあたりかなしかりしは、四条院の御事也、

玉体ことにつゝがなくて、御みめもたぐひなくわたらせをはしまし、に、仁治三年正月六日、俄に御不予の事ありて、七日節会に御出もなし、前大僧正良尊・法印房能・清嚴など心胆をくだきて祈りたてまつりしかども、そのしるしもなし、廿二社の奉幣、非常の赦おこなはれしかども、さらに益なし、九日寅の剋に、御歳わづかに十二にてかくれさせ給ひにし事、たとへをとるにためしなき事也、十九日御入棺、廿五日御葬送なり、中十六日をきまゐらせたりしかば、玉體みなかはりはてゝ、なつかしうゝつくしかりし御にほひも、あらぬ御事にならせ給ひし事、心なき草木までも皆うちしをれたる世のしき、いまださめやらぬ夢の心地なり、かぎりのたびの御ゆきには、左大臣・右大臣・前内大臣・按察使・大宮大納言・高倉大納言・万里小路大納言・帥・大宮中納言・中御門二位・侍従宰相・右宰相中将・右兵衛督・六条三位以下侍臣数輩、衣冠に纓を巻て藁香をはきて供奉ありし、目もあてられざりし事也、当御時、蔵人を経たる諸大夫六人、おなじく衣冠に纓を巻て、火をともして、御車の左右につかうまつりき、前後の武士その数をしらず、その夜泉涌寺のうへの山にをさめてたてまつりて、立ち帰る人々の心の中、をしはかるべし、大臣三人かく供奉し給ふ事、むかしもありがたきためしなるにや、西山の澄(證)月上人の申されけるは、此御事などをみて、厭離穢土の心もなか

らんほどの人は、いかにも道心おこりて仏道にいらん事はあるまじき也、これほどのあはれにかなしき事はいかであらんとぞの給ける、此事げにもと覚侍り」

成季が、慶政との関係を表にしているのはこの部分だけのようであるが、書き振りから見ると、直接対話しているように感じられるし、それがフィクションでも、成季はこの説話を通して慶政との関係を読者に示しておきたいとの意志があるように思われる。

前章でも触れたように、無住の場合も慶政の『比良山古人靈託』に言及しているように、編者の生きる時代を対象に説話を収集する者にとつて、この『閑居友』の編者でもある慶政は、何かしら意識せざるをえない人物のようである。この慶政の周辺をもう少し検討してみよう。

慶政は、九条道家の庶兄といわれ、摂関家の子弟でありながら、何故か僧としての栄達の道を進まず(兼実の弟慈円とは対照的な人生を送った、遁世して西山に隠棲し、建保五(一二二七)年に渡宋、翌年には帰国したようで、さらに嘉祿二(一二三二)年頃に西山に法華山寺を建立している。表3に付記した関係年表に事跡を載せておいたが、文永五(一二六八)年に八〇歳で死去しており、道家と同様、ほぼ成季の人生と重なっている人物である。

九条家の出身というが、その事績は生前より有名であったのに、

『尊卑分脈』には載せられておらず、たしかに道家や貴顕の近くに侍ることが可能な存在であったが、摂関家出身かというといまだ確証をえないように思われる。これは、成季の場合と同様に、一旦九条家とは切り離して見ていく必要があるように思われる。

すでに触れられているが、慶政が、承久二(一二三〇)年に、往生伝の『後拾遺往生伝』や『三外往生記』を「持明院宮」より借りて書写している事実は重要である(真福寺本奥書)。持明院宮は後高倉院(高倉天皇皇子守貞親王)の皇女を指すと考えられ、いまだ承久の乱の結果による後堀河天皇(後高倉皇子)即位以前の段階に、この宮たちの近辺にいたことが推測される。一方、道家は、当時二八歳で左大臣、順徳天皇の東宮懐成親王(後の仲恭天皇)の外戚として、最初の絶頂期を迎えようとしていた。懐成の母藤原立子(後の東一条院)は道家の姉であるから、何故か慶政は、彼らとはかなり異なった政治的立場にある、当時としては日の当たらない人々の近くにいた訳である。

この逼塞していた後高倉の皇統との関係は、当然承久の乱後には、輝く太陽の日差しの下に慶政をひっぱり出したはずである。むしろ失地を挽回したい道家¹⁹の方から、慶政に近づいてきたとも想定されよう。法華山寺の造営が進んだのも、慶政との関係を強固にしたいために九条家側からバックアップを買って出たからとも考えら

れるのである。そして道家と慶政の利害関係は、道家の娘嬪子(後の藻壁門院)の後堀河天皇への入内が実現し、さらに皇子が誕生したことによって、完全に一致することになる。そしてこの皇子が無事即位したのはよいが(四条天皇)、表3の年表にも示したように天福元(一二三三)年から嘉禎元(一二三五)年にかけて起きた一連の不幸、つまり藻壁門院・後堀河院・九条教実の相次ぐ死は、道家の政権に大きな陰りをもたらすことになった。幼い天皇と外祖父だけが残され、皇統の行方が一気に不安定になった訳で、道家はこの段階で、四条天皇の次のことも政治的に配慮をめぐらし始めていたと推測される²⁰。それは、後高倉院の皇統との訣別であり、承久の乱以前の後鳥羽院の皇統、特に順徳院の皇統を再興する方針を持ちつつあったと推測する。

廟堂の最高権力者であり、冷徹な貴族政治家である道家にとって、それはごく普通の構想であるが、慶政にとっては、大きな裏切りと感じられたかもしれない。そして、延応元(一二三九)年二月の後鳥羽院の隠岐における崩御は、その怨霊化の可能性に恐怖する一方、道家にとっては、政治的な重しが一つ無くなったとも見たであろう。鎌倉の武家政権にとって、後鳥羽院だけはどうしても遠ざけておかなければならない存在であるが、それがなくなったのであるから、順徳院の皇子の皇統への復帰の可能性が少し増したと判断し

たのではないだろうか。それに対し、現実の力は持たない慶政であるが、宗教者らしい警告を道家に突き付けたのが、『比良山古人靈託』ではなかったかと考えている。

「問。當時天下ノ政ハ好平悪乎。

答。天下ノ政トハ。摂政殿〔岡屋殿事歟〕之政哉。其ハ好トモ不云也。サレハトテ。口ヲト、ノヘテソシラス。タ、久世ヲ行ウマシキソ。罪積之事不_レ可_二勝計_一也。此摂政殿ハ短命ノ人也。」

天下の政治の善し悪しについて天狗に尋ねたら、天狗は、「それは摂政（近衛兼経）の政治のことか」とまず答え、それは言いかねるが、口を合わせてその程ではないが長くは続かない、との返答。しかし、天狗が兼経のこととして返答しただけの話で、実質的な四条天皇の摂政が誰で、当時の権力が誰によって掌握されていたかは誰も知っていたはずである。そして後鳥羽院の怨霊が洛中に乱入すること、九条家の先祖や藻壁門院・教実らの道家の身近な関係者が死後どうなっているかを示している訳で、他の多くの人々のことも言及するので印象はやや薄まっているが、慶政の意図を露骨に表わさない程度に道家に不安を感じさせるといふ目的は十分に達しているのではないだろうか。

そして仁治三（一二四二）年正月、四条天皇は突然の崩御となり（こ

れは道家にも慶政にとっても全くの想定外のことであつたらう）、提示した『古今著聞集』巻第一三の説話が所収されることになるのである。深い悲しみに包まれているこの説話の中に道家の姿はない。ただ葬列に加わった公卿たちの名が無機質に並んでいるだけであり、悲しみは慶政と成季の二人だけに収斂されていくのである。

慶政が四条天皇に対して特別な思いを持っていたことは、實際、道家に申し出て、四条院の清涼殿を園城寺に移築し興乗院を創建したこと²¹から知られる。男系の子孫のない四条天皇の冥福を永代にわたって供養するために（幼い天皇が天狗に囚われないように）、園城寺に施設を設け、その経営の安定のために尽力したようである。九条家以外の近衛家や西園寺家にも関係を²²広げ、その援助を求めたと思われる。慶政も道家もお互いに利用価値があるから利用し合っている関係であり、そこに兄弟やら九条家やらの要素を入れてしまうとどうも現実とずれてしまうのではないだろうか。

このことは、成季の問題に関係してこよう。『古今著聞集』において、たしかに九条家の人々が関係する説話が多いが、道家に関する説話は、同時代の出来事として、その絶大な権力や一門の栄華を目の当たりに見ていたはずなのに、意外なほどに少ない。次の表8は、表3より九条家関係の説話を抜き出したものであるが、道家が主役といえるものは、14や18といった若い頃の説話だけであり、尊

子が皇子（四条天皇）を生んだ寛喜三（二二三）年より四条天皇が崩御する仁治三（二四二）年あたりまでが道家の絶頂期といえようが、その間についても、道家の栄華を讚えるような記録的な説話を載せることはない。むしろ、その寛喜三年の説話として載せられているのは、高陽院の南大路で目撃された蝦合戦の事であり、誕生した皇子の将来を寿ぐようなめでたい話にはなっていない。前述の天福元年の春に行なわれた後堀河院主催の貝覆いの会とそれに伴って盛り上がった物語絵の作成事業（表3

表8 『古今著聞集』に見える九条家関係説話

表3の番号	年月日	題	登場人物	項目・説話番号
5	建久 7,7,27	後京極良経、故中宮権大夫家房の旧宅を過ぎ独吟の事	藤原良経	哀傷 464
14	建永元,3,7	後京極良経、曲水宴を催さんとし、日不到らずして遊遊の事	藤原良経・同定家・同基家・慈鎮和尚	哀傷 466
18	承元 2,12,9	光明峰寺左大臣道家、除目に前人の置設れる硯置を置改むる事	藤原道家・「或大納言」	公事 102
21	承元 5,閏 1,2	九条大納言道家、内侍等を引具して雪中の鷹狩を見る事	藤原道家・察院局他	遊覧 478
27	建保 3~回 6	藤原信実、後鳥羽院御幸の絵を画く事	後鳥羽院、藤原信実・藤原良輔・道家	画図 401
38	天福元年春	後堀河院の御時給づくの貝おほひの事	後堀河院、藤原門院・藤原道家・九条教実	画図 403
40	天福元,7,7	家隆七十七歳の七月に九条前内大臣良通の許に和歌を贈る事	良通はすでに薨じており、良平（前左大臣）のことか？	和歌 224
44	暦仁元,2,17	將軍入道頼朝初めて上洛の時、若女房、奉行の武者に連歌の事	男・わかき女房	興言利口 568
53	寛元 2,12,4	小野宮実頼等同車の事并二条関白良実、一条左大臣実経と同車の事	二条良実・一条実経	政道忠臣 79
54	寛元 3,10,29	光明峰寺入道道家、右大臣実経の為に一条堂町御所修理の事	藤原道家・一条実経・二条良実	御鞠 406

の³⁸にも道家の影は薄く、鎌倉將軍となっていた道家の子息頼経が上洛した際なども、軽いエピソードでお茶を濁すばかりである。

表3の年表に示したように、建長四（二五二）年二月二〇日、幕府は將軍頼朝を廃し、後嵯峨天皇皇子宗尊親王を新將軍として迎えることを奏請し、奇しくもその翌日、道家は六〇歳で薨じている。その二年後、成季は『古今著聞集』を完成させている。成季は、四条天皇崩御後、順徳の皇子を推して幕府の不興を買い、さらに鎌倉での子や孫たちと北条氏との暗闘に巻き込まれて、強引に政治の舞台から退去させられた道家の最後を見送って、自身の作品を完成させたのである。そこには、四条天皇時のように道家の死を慶政と共に悲しむような説話は載せられていない。むしろ、表3の51の「後嵯峨天皇雪の暁冷泉前内府に御製を賜ふ事」（寛元元年二月九日、冷泉前内府は西園寺実氏、56の「前太政大臣西園寺実氏五代帝王の御筆を献上の事」（宝治元年二月二七日）や61「建長元年二月前太政大臣実氏家に行幸の頃、後嵯峨院梅花を詠じ給ふ事」のように、後嵯峨天皇（院）と新しい権力者西園寺実氏との親しい関係を短ながらも賛嘆する説話を並べており、新時代の政治体制をしっかりと見据えているのである。しかし、これらも、成季の歴史を見つめる眼によって、彼の生きた今を見据えた上での編集であり、成季が西園寺家の関係者だったから、という議論はあまり意味がないのではないだろうか。

おわりに

本論では、説話集の構造に、編者の歴史意識がどのように結び付いているかを考えてみた。そのような見方をすると、九条家や西園寺家などの権門に関わる説話も相対化され、成季ら編者たちは、比較的に自由な立場で権力者たちを見つめていたとも考えられるのではないだろうか。『古今著聞集』の序に見える名門橘氏としての末裔意識（「余稟芳橘之種胤」）も、そのような彼の矜持として見直してもよいかもしれない。

この鎌倉時代は、前半に慈円の『愚管抄』や鏡物の続編として『今鏡』などが登場してきた後、特に後期に入ると私撰国史が多く編纂された時代でもある。

例えば『六代勝事記』は、高倉く後堀河天皇の時代を対象とし、『百鍊抄』は、冷泉く後深草天皇間の歴史を、そして『五代帝王物語』は後堀河く亀山天皇の時代を扱うというように、平安時代の後半から、成季たちが生きた時代の歴史を把握しようとする動きであり、頼朝の挙兵から文永三年までの鎌倉幕府の歴史を叙述した『吾妻鏡』も同様の動きの中で捉えることが可能であろう。そしてこれらの歴史書が対象とする時代の中に、保元・平治の乱から承久の乱に至るまでの軍記物語の編纂が始まっているのも、視野に入れるべき

ではないだろうか。

これらの作者の名はほとんどわからない。だが、ここで論じてきた成季や無住、そして慶政らとそれほど違う世界に生きた人々とは思われない。

『古事談』の源頭兼が前代の王朝文化の総体を、歴史的な視点から把握しようとしたことを受けて、成季や無住らは、説話集によって自らの時代の歴史を描き出そうとしたのである。音楽の世界でそれを試みた『文机談』の編者で「有識のみちにくらき」と自称した隆円もそのような一人であろう。彼らは、都の巷のいづこかで、権門の栄枯盛衰を歴史の流れの中にじつと見つめる一方、庶民の生きざまを好奇心とやさしい眼で観察することも怠らない。『徒然草』の作者兼好もそんな彼らの仲間の一人として登場するのである。

表1 『古今著聞集』編年(平安期) *抄入の章段は省く

	年月日	標目(原本になし、岩波古典体系による)	典拠	篇名・章段
1	桓武天皇(781~806)	天皇御政務の後、鷹の世話をすする事	寛平御遺誠	魚虫禽獣 674
2	延暦1(??),5,4	天地開闢并びに神祇祭祀の事	?	神祇 1
3	嵯峨天皇御時(809~23)	嵯峨天皇宸筆心経の事并びに大師記を書く事	?	釈教 38
4	同前	嵯峨天皇、弘法大師と手跡を争ひ給ふ事	?	能書 286
5	弘仁5(814)春	伝教大師渡海の願を遂げんが為に種々作善の事并びに宇佐宮託宣の事	?	釈教 39
6	仁和3(887),8,17	武徳殿の東の松原に変化の者出づる事	(扶桑略記?)	変化 589
7	延喜の聖主(醍醐天皇;897~930)	小野道風、醍醐寺の額を書く事	?	能書 288
8	同(延喜)御時	基勢(聖?)法師、圓基の貫に依りて銀の笙を賜はる事	?	博奕 420
9	延喜	行幸にて御剣の石突を御犬銜え来る事	(富家語・古事談)	魚虫禽獣 675
10	延喜4(904),9,24	延喜の聖代に圓基に懸綫の事	西宮記所収某日記	博奕 419
11	延喜21(921),10,18	八条大将保忠、勅を受けて舞を奏する事	?	管絃歌舞 233
12	延長2(924),12,22(1?)	御賀に中宮御方より楽器を献上の事	?	祝言 448
13	延長4(926),1,18	桜花宴の御遊の事	村上天皇日記?	管絃歌舞 234
14	延長4(926),10,19	「延喜(長)四年十月」大井河行幸の時雅明親王万歳楽を舞ひ給ふ事	?	管絃歌舞 232
15	延長6(928),3,29	三月の尽宴の御遊の事	(御遊抄)	管絃歌舞 235
16	延長6(928),閏7,6	六条院において童相撲の事	?	相撲強力 371
17	延長7(929),3,26	踏歌後宴の(負態の)御遊の事	?	管絃歌舞 236
18	延長7(929),4,25	宮中に鬼の跡の事	(扶桑略記)	変化 590
19	延長8(930),6,25	右近の陣に変化の事	?	変化 591
20	延長8(930),6,29	貞崇法師勅に依りて念仏の時、稲荷託宣の事	(史部王記)	神祇 3
21	延長8(930),7,5	下野長用、股富門・武徳殿の間に鬼神と会ふ事	?	変化 592
22	延長8(930),7,15・7,20	流星・怪雲等の事	?	怪異 580
23	延長8(930),10,11	醍醐天皇の山陵に御視・御書等を入れ奉る事	史部王記	哀傷 453
24	承平の比(931~38)	狐数百頭、東大寺大仏を礼拝の事	?	魚虫禽獣 676
25	承平1(931)夏	貞崇法師火雷天神と問答の事	?	釈教 45
26	承平1(931),6,28	弘徽殿の東欄のほとりに変化の事	?	変化 593
27	承平4(934),3,26	皇太后穩子五十算の御賀の事	史部王記?	祝言 449
28	承平7(937),1,11	右大臣家の裏に中務卿宮(具平親王)と右大臣(仲平)と圓基ありて碁手に懸綫の事	?	博奕 421
29	天慶3(940),12上旬	出雲国の黒鳥、俄に消え失せ、大石無數に聳つ事	?	怪異 581
30	天慶4(941),正月下旬	出雲国島根・橋縫両郡の境に水塔出現の事	?	怪異 582
31	天慶5(942),5,17	蕃客の戯れの例に依りて順徳院御位の時略弓を御真似の事	?	公事 105
32	天慶8(945),1,5	右近侍曹伴野貞行掃徳曲に松を棄てて舞ふ事	?	管絃歌舞 237
33	天慶8(945),8,5	宣陽・建秋西門の間に馬二万ばかりの音しける事	?	変化 594
34	村上御時(946~67)	村上天皇年長けたる下部に政道を問ひ給ふ事	(十訓抄)	政忠臣 76
35	天曆の御時(947~57)	天曆御時大江朝綱菅原文時をして白氏文集第一の詩を撰ばしめ給ふ事	(江談抄)	文学 109
36	天曆1(947),1,23	内宴に重明親王琴を弾ずる事	?	管絃歌舞 238
37	天曆3(948),4,12	藤花宴の御遊の事	?	管絃歌舞 239
38	天曆5(951),1,23	内宴に重明親王等管絃の事	?	管絃歌舞 240
39	天曆6(952),10,18	大江朝綱夢中に白樂天と問答の事	?	文学 108
40	天曆7(953),10,13	天曆七年十月庚申の御遊の事	?	管絃歌舞 241
41	天曆7(953),10,18	殿上残菊合の事	?	草木 649
42	天徳4(960),5,9	香隆寺僧正寛空法験の事	?	釈教 43
43	天徳4(960),9,4	内侍所の事并びに天徳・寛弘の内裏焼亡を経て長久焼亡に神器焼損の事	或御記	神祇 2
44	康保3(966),閏8,15	清涼殿西の小庭に前栽を植え、管弦を行ふ事	(西宮記所収日記)	草木 651
45	康保3(966),10,7	藤原実資納蘇利の童舞を舞ふ事	(西宮記所収日記)	管絃歌舞 242
46	天禄3(972),8,28	規子内親王、野宮にて草花を植え松虫・鈴虫を放たれる事	(源順集)	草木 652
47	天元4(981),8,14	一乗院大僧都定昭法験の事	東寺長者・興福寺別当を辞し申ける状	釈教 49
48	永観1(983),3,23	一乗院大僧都定昭法験の事(入滅のこと)	(本朝法華験記)	釈教 49
49	永観2(984),6,29	北野宰相輔正安楽寺に塔婆を造営の時、聖廟託宣の事	(天満宮託宣記)	神祇 6
50	一条院の御時(986~1011)	上總守時重千部経証誦を発願して神感を得る事	(今昔物語集 17)	神祇 7
51	同前	信濃国ひちの校枝豊平、善く鷹を飼ふ事	?	魚虫禽獣 678
52	同前	儀同三司伊周、三条后宮の女房、曉に罷り出づるを導きて詠詩の事	?	好色 317
53	同前	堀河右大臣頼宗殿上の日給の起語を破る事	?	公事 90
54	寛和2(986),7,7	「寛和六(二)年」七月東三条院無子合の事	夫木和歌抄	和歌 147

鎌倉時代における説話集編者の歴史認識 — 『沙石集』と『古今著聞集』を中心に — (松 蘭)

55	永延 1 (987) ,5,9	右近馬場の競馬にて負けたる馬順死の事	?	魚虫禽獣 677
56	正暦 2 (991) ,5,28	右近馬場の競馬にて、尾張兼時初めて負くる事	(今昔物語集)	馬芸 354
57	(永祿 2 (990) ,7,2 以降)	法興院入道(兼家)葬送の夜、万人騒動の事并に道長自若たるの事	?	哀傷 455
58	正暦 4 (993) ,5,5	帯刀陣にして十番歌合の事	?	和歌 148
59	(長保 5 (1003) ,1,28 以後)	藏人能通臨時祭の舞人を辞し宇治殿頼通之に代る事	?	公事 89
60	(寛弘 2(1005),11,15)	内裏焼亡	?	神祇 2
61	寛弘 3 (1006) ,3,4	一条院に行幸、道長天蓋を受けて拝舞の事	?	飲食 614
62	後一条院の御時 (1016~36)	相撲の節に勝負と重義相撲の事	?	相撲強力 373
63	万寿 2 (1025) ,1,3	閑白以下、皇太后彰子のもとに参る事	小右記	飲食 615
64	万寿 2 (1025) ,2,9	権大納言行成大納言齊信の失錯を嗣に注す事	小右記 (古事談所引)	公事 91
65	(万寿 2 (1025) ,2,26)	宇治大納言隆国臨時祭の陪従を勤むる事	?	公事 92
66	長元 1 (1028) ,12,22	昭陽舎の桜を清涼殿の東北に移し植えらるる事	?	草木 654
67	大宮右府(俊家)の頭の中將におはしめるが(1035~38)	大納言能信、右府俊家に秘曲其駒を授け、堀河院右府、宗忠に之を置ひ給ふ事	?	管絃歌舞 245
68	後朱雀院の御時 (1036~45)	後朱雀院右大臣実資に仰せて装束の過差を止めらるる事	(大鏡) *時平の話	政道忠臣 78
69	長暦 2 (1038) ,10,27	延暦園城両寺天台座主を争論の事	(日吉山王利生記)	神祇 8
70	長暦 3,2,17・7,24・8,10	延暦園城両寺天台座主を争論の事	(日吉山王利生記)	神祇 8
71	長暦 3,4,2・6,26・7,10・7,16・7,19	伊勢の荒祭宮祭主佐国を召還の事	(大神宮諸雜事記)	神祇 9
72	(長久 1(1040),9,9)	内裏焼亡	?	神祇 2
73	後朱雀院の代の末	後朱雀院、四季御屏風の上に怪人を御覽じて崩御の事	?	怪異 583
74	後冷泉院の御時 (1045~68) (康平 3(1060),3,25)	大外記中原親殿上人に列して奏楽の事	?	管絃歌舞 248
75	永承 5 (1050) ,4,26	麗景殿の女御絵合の事	正子内親王絵合	面図 393
76	永承 6 (1051) ,5,5	内裏にて菖蒲根合の事	(袋草紙)	草木 655
77	後三条院の御時 (1068~72)	広田社の辺の木一夜に枯るる事	?	神祇 11
78	同前	後三条院権左中弁隆方を越えて実政を左中弁に任せらるる事	(今鏡)	政道忠臣 80
79	同前	後三条院律令格式に違はざる旨宣命に書き給ふ事	?	政道忠臣 81
80	延久 1 (1069) 「夏比」	平等院一切経會も多寶秘曲を奏する事	(教訓抄)	管絃歌舞 247
81	延久 2 (1070) ,8,3	上総国一宮の託宣に依りて明珠を得る事	?	神祇 10
82	白河院の御とき (1072~86)	楽人時實、白河院の勅定を拝辞して御寵童二郎丸に秘事を授けざる事	?	宿執 486
83	承保 2 (1075) ,8,28	高陽院競馬にて下野助友、秦近重に勝ち落馬して頓死の事	?	宿執 482
84	承暦 4 (1080)	大江匡房高麗への返標に秀句の事	(江談抄)	文学 119
85	永保年中 (1081~84)	源義光筆の秘曲を豊原時秋に授けくる事	?	管絃歌舞 255
86	(永保 3 (1082) ,1,21 頃)	琵琶の明匠大納言宗俊の事并に明匠八人の事	?	管絃歌舞 254
87	永保 3 (1083) ,7,13	御琵琶牧馬同玄象と勝負無き事	?	管絃歌舞 253
88	永保の合戦の時 (後三年合戦; 1083~87)	源義家、大江匡房に兵法を学ぶ事	?	武勇 337
89	応徳 2 (1085) ,9,27	大御室性信親王有験の事	後拾遺往生伝上巻	釈教 50
90	堀河院御時 (1086~1107)	藤原博定太鼓を打ち大神元正感じ入る事	(教訓抄)	管絃歌舞 256
91	同前	堀河院節會に急ぎ入御ありて皇帝を吹き給ふ事	?	管絃歌舞 261
92	同前	前所衆延章太鼓を打ち拍子を過つ事	(教訓抄)	管絃歌舞 257
93	同前	非管絃者頗雑に満座笑を含む事	?	管絃歌舞 262
94	同前	堀河院御時楽殿の事あり、時元笛を奏して地下勝つ事	?	管絃歌舞 263
95	同前	豊原時元同時兼が蘇合序を評する事	?	管絃歌舞 276
96	同前	大江匡房奉る状を源順順樂じて詠歌の事	?	草木 657
97	寛治 5 (1091) ,5,27	二条大路に放飼の馬を取りて競馬の事	?	馬芸 355
98	寛治 5 (1091) ,10,6	内裏にて小島合の事	為房卿記	魚虫禽獣 683
99	寛治 6 (1092) ,10,29	堀河院にて殿上の道違の事	?	遊覧 474
100	知足院殿中納言の時 (1092~97)	忠実、等の御藤原宗輔に忝儀を設ける事	?	飲食 619
101	寛治 8 (1094) ,1,2	閑白師実家臨時客の後に隨身に着衣を授くる事	(中右記ではない)	公事 94
102	寛治 8,10,24	内裏焼亡の時中御門右府宿侍の事	(中右記)	政道忠臣 83
103	経信卿、大宰帥に任じて下向の時 (嘉保 2(1095),7.)	太宰神原経信、筑前国遠田駅にて館前の楓の枝を伐りて観月の事	?	草木 656
104	嘉保 2 (1095) ,8,8	狛光季賀殿地久を奏舞の事	(教訓抄)	管絃歌舞 258
105	嘉保 2 (1095) ,8,12	殿上人、鳥羽殿にて虫を取らせ給ふ事	(中右記)	魚虫禽獣 684
106	嘉保 2 (1095) ,8,28	白河院、鳥羽殿にて前菜合を行ふ事	(中右記)	草木 658
107	嘉保 2 (1095) 冬の比	石見守宗季、唐の鷹を得たる事	?	魚虫禽獣 685
108	嘉保 3 (1096) ,1,30	斎院選子内親王殿上人に柳の枝を賜ふ事	?	和歌 150
109	承徳 2 (1098) ,8,3	瀧口・所衆を分けて相撲の事	中右記	相撲強力 375
110	康和 3 (1101) ,8,21・8,24 康和 4 年 (曲水宴)	大江匡房夢想によりて安樂寺祭を始むる事	(江談抄)	文学 120

111	康和 4 (1102) ,2,9	御賀の試案に左右内大臣以下参り給ふ事	?	祝言 450
112	(康和 4(1102)年)	大江匡房道非酒の物を各一艘の船に積む事	?	政道忠臣 82
113	長治 2 (1105) ,1,5	中院雅定胡飲酒を童舞の事	(中右記他)	管絃歌舞 259
114	長治 2 (1105) ,閏 2,23~24	内裏花合の事	為範記	草木 659
115	嘉承 2 (1107) ,3,5~3,8	堀河天皇鳥羽殿に行幸ありて御遊の事	(中右記)	管絃歌舞 260
116	鳥羽院御位の時 (1107~1123)	鳥羽天皇、侍読菅原在良に酒を振る舞う事	?	飲食 624
117	天永 1 (1110) , (9,8 群行) 保安 3,12,6	八条太政大臣実行斎宮と和歌贈答の事 伊勢公卿勅使	?	文学 154
118	(天永 2(1111),11,2)	永観律師往生極楽の事	拾遺往生伝下巻	釈教 51
119	天永 3 (1112) ,3,18	白河院六十の御賀の後宴の御遊の事	(中右記)	管絃歌舞 267
120	永久 3 (1115) ,7,5	式部大輔菅原在良侍読として初めて御前に参る事	?	文学 122
121	元永 1 (1118) ,4,9	右衛門督頼通公卿勅使となり宸筆の宣命を落す事	?	神祇 14
122	(元永 1,5,29)	平等院僧正行尊詠歌して住吉神主の家に宿らざる事	?	文学 151
123	(保安 1(1121),11,12)	春日社の託宣に依りて知足院忠実遷任の事	?	神祇 13
124	保安 3,10,?	周防国島明神靈驗之事	?	神祇 15
125	保安 4 (1123) ,12,1	保安五年正月の朝觀行幸のために多近方採桑老を仙洲にて舞ふ事	?	管絃歌舞 270
126	保安 5 (1124) ,閏 2,12	白河院・鳥羽院御同車にて白川の花御覽の事	(今鏡)	遊覧 477
127	天治 1 (1124) ,6,9	大原良仁上人融通念仏を弘むる事	夢記	釈教 53
128	天治 1 (1124) ,10,21	鳥羽院高野御幸還御の途次に競馬の事	?	馬芸 357
129	天承 1 (1131) ,3,22	我朝の尚書会は八納言年名始めて行ひ向在衛・宗忠等統一て是を行ふ事	(長秋記)	文学 121
130	天承 2 (1132) ,1,4	大原良仁上人融通念仏を弘むる事 (夢告)	(三外往生記)	釈教 53
131	保延の比 (1135~41)	宰相中将の乳母、猫を放ち飼ふ事	?	魚虫禽獸 686
132	保延 1 (1135) ,1,4	朝觀行幸に多忠方胡飲酒を舞ひて歡感を蒙る事	?	管絃歌舞 272
133	保延 3 (1137) ,1,4	豊原時秋垣代笠の音取を勤むる事并に大正賢垣代の笛を吹く事	?	管絃歌舞 273
134	保延 3 (1137) ,6,23・6,26	宇治左府頼長の宿所并に院御所に御遊の事	台記	管絃歌舞 274
135	保延 3 (1137) ,8,6	仁和寺の馬場にて日吉御幸の内くらべ(競馬)の事	?	馬芸 358
136	保延 3 (1137) ,9,23~9,25	仙洲に行幸ありて、千番の競馬御覽并に御遊・和歌会の事	?	飲食 625
137	保延 5 (1139) ,3,4	宇治の一切庭會に清延牙の笛吹く事	?	管絃歌舞 275
138	保延 5 (1139) ,5,1	大宮大法師頼宣命を作り、神感に依りて降雨の事	?	神祇 17
139	保延 5,11,9	興福寺別當法印軍兵を發して寺を焼かんとするに春日社神異の事	宇治左府記	神祇 18
140	保延 5,12,16 保延 6,11,2・11,25・12,7	徳大寺左府実能中院右府雅定を越えて右大將に昇任の事	(今鏡)	政道忠臣 84
141	保延 5,12,27 (雅仁親王元服)	宇治左府頼長、師恩を重んじて笛を吹かざる事	?	孝行恩愛 306
142	保延 6 (1140) ,夏	瀧口源備、宮道惟則と闘諍の事	?	闘諍 502
143	保延 6 (1140) ,秋	崇徳院、白河僧正増智を夢に見給ひて後不例の事	?	怪異 584
144	保延 6 (1140) ,10,12	白河の仙洲に行幸の時、兵衛督家成包丁の事	?	飲食 626
145	康治 1 (1142) ,3,4	仁和寺の一切經會に拍光時颯踏急声二反を舞ひ、狛行則一反を舞ふ事	台記	管絃歌舞 280
146	康治 2 (1143) ,8,19	崇徳院、青海波を御覽の事	台記	管絃歌舞 281
147	康治 2 (1143) ,?,12,7	宇治左府頼長、周易を学ぶ事	台記	文学 124
148	久安の比 (1145~51)	知足院人道、法性寺殿に屏風に文字を書かせらるる事	?	能書 289
149	同前	藤原有盛、宇治左府頼長に逢ひ装束を着るに及ばず下車の事	?	興言利口 510
150	久安 1 (1145) ,2,11	列見に朝所にて盃酌の後團基の事	台記	博奕 422
151	久安 3 (1147) ,9,12	鳥羽法皇、天王寺へ御幸あり、念仏堂において管絃の事	台記	管絃歌舞 282
152	久安 3 (1147) ,11,20	左近將曹久季豊明節會に先づ膝突を敷きて外記を召す事	台記	公事 95
153	久安 3 (1147) ,11,30	鳥羽院において舍利講并に御遊の事	台記	管絃歌舞 283
154	久安 4 (1148) ,夏の比	法勝寺の塔の上にて天狗詠歌の事	?	変化 597
155	(久安 4 (1148) ,閏 6,5)	西国の人、毛生たる亀を知足院に獻ずる事	台記	魚虫禽獸 688
156	久安 6 (1150) ,12,9	大宮大納言隆季夢に依りて抜頭の面形を返す事	台記	管絃歌舞 284
157	仁平 1 (1151) ,1,1	院の拜礼に八条太政大臣実行一拜再致の事	台記	公事 96
158	仁平 1 (1151) ,9,7	賀茂行幸に隨身奏公春、狼藉者を擲取る事	(本朝世紀)	闘諍 503
159	仁平 1 (1151) ,9,7 久壽 1 (1154) 春	菅登宣が夢に故式部少輔成佐地獄の苦を語る事 宇治のおとど(頼長)の勾当有忠の夢	(続古事談)	哀傷 459
160	仁平 2 (1151) ,1(9),7	鳥羽法皇五十算の御賀の事	?	祝言 451
161	仁平 2 (1151) ,3,25	藏人判官藤原範貞、内覧の大臣頼長を見知らざる事	(台記?)	興言利口 511
162	仁平 2 (1152) ,5,17	頼長、最勝講の講詣師座の立て様の辭退に依るを悔いて怠状を送る事	(台記)	公事 97
163	仁平 2 (1152) ,7,2	宇治左府頼長定信入道を礼拝の事	台記	釈教 55
164	仁平 3 (1153) ,5,21	宇治左府頼長院宣により学問料の試を行ふ事	台記	文学 126
165	仁平 4 (1154) ,2,11	孝博入道管絃に執心の事	?	宿執 489
166	久壽 1 (1154) ,2,15	鳥羽法皇御歌を諸臣に賜ふ事	?	文学 155
167	後白河院の御時 (1155~58)	秦兼任、年來の独從者を打擲の事	?	興言利口 518
168	(保元 1 (1156) ,7,2)	鳥羽院御葬送の夜、西行法師詠歌の事	(西行物語下)	哀傷 460

鎌倉時代における説話集編者の歴史認識 —『沙石集』と『古今著聞集』を中心に— (松 蘭)

169	(保元 1(1156),7,保元の乱)	西行法師崇徳上皇を悲しみ奉る事	?	文学 156
170	保元 2 (1157) ,4,28	藏人所にて直講の試有り中原師直三事に通じたる事	?	文学 127
171	保元 2 (1157) ,7,15~9,2	徳大寺左大臣実能の宿執の事	?	宿執 488
172	二条院御時 (1158~65)	五箇朔の日に南殿にて変化現る事	?	変化 598
173	保元 3 (1158) ,1,22	保元三年正月内宴再興の事並びに次年内宴に主上玄象を弾じ給ふ事	?	公事 98
174	保元 4 (1159) ,1,21	同前	?	公事 98
175	平治 1 (1159) ,2,25	二条天皇御方違のために押小路殿へ行幸御遊の事	?	文学 158
176	応保 2 (1162) ,1,	内の女房女御殿の女房と雪月連歌の事	?	文学 159
177	応保 2 (1162) ,2,23	後徳大寺実定春日社に詣でて昇任祈請の事並びに巖島に参詣の事 (長寛 2,閏 10,23・永万 1,8,17)	?	神祇 20
178	長寛の比 (1163~65)	二条天皇中将家通に仰せて承香殿の梅を中宮御方の内侍の内侍に賜ひ連歌の事	?	文学 160
179	永万 1 (1165) ,6,8	蓮華王院後戸辺に功德水出づる事	?(夢記)	釈教 58
180	(永万 1 (1165) ,7,28)	二条院崩御の後、中納言実国、白川宮に参りて詠歌の事	?	哀傷 461
181	永万 1,9,14	頭中将家通頭亮邦綱の使を留めて返事の事	?	文学 161
182	松殿摂籙の御時 (1166~79)	秦兼国、摂籙基房の春日詣に供奉の事並びに官人の闕に召される事	?	興言利口 517
183	仁安 1 (1166) ,6,?・7月上旬	賀茂大明神仁和寺辺なる女の夢に託宣の事	?	神祇 21
184	仁安 3 (1168) ,4,21	伊予守信隆神事を怠り家居焼亡の事	?	神祇 33
185	(仁安 3 (1168) ,8,4)	高倉天皇、建春門院に朝廻行幸の事	?	孝行恩愛 309
186	高倉院の御時 (1168~80)	隆信和歌を大納言実国に贈る事	?	文学 206
187	建春門院皇太后宮にておほしましける時 (1168~69)	中納言実国和歌を三位中将実定に贈る事	?	文学 207
188	同卿 (実国)、左衛門督にて侍りける時 (1168~70)	左衛門督実国国歌合の事	?	文学 208
189	嘉応 2,9 上旬	京中に花開き、春のごとき事	?	草木 660
190	嘉応 2 (1170) ,9,13	式部大輔永範が秀句の事	?	文学 115
191	嘉応 2,10,9	道因法師住吉社にて歌合の事	?	文学 165
192	嘉応 2,?	道因法師広田社の夢の告に依りて歌合の事並びに左大弁実綱述懐の事	?	文学 166
193	承安 1 (1171) ,5,9?	新日吉の小五月会にて秦公景・下野教景、競馬を勤仕の事	?	馬芸 360
194	承安 1 (1171) ,7,8	伊豆国奥島に鬼の船着く事	?	変化 599
195	承安 2 (1172) ,3,15~3,17	平清盛福原に於て持経者千僧にて法華経転読の事	?	釈教 59
196	承安 2,3,19	前大宮大進清輔和歌の尚歯会を行ふ事	蕃春白河尚歯会和歌并序	文学 203
197	承安 2 (1172) ,6,14	祇園会見物の菅原行衡の牛車狼藉の事	?	魚虫禽獣 691
198	承安 2 (1172) ,7,18	慈心房尊忠聞魔王の囁語に依りて法華経転読の事	?	釈教 56
199	承安 2 (3? 1173) ,5,2	東山の仙洞にて鶴合の事	吉記?	魚虫禽獣 690
200	承安 3 (1173) ,8,7	藤原守光、重病を押して薩摩より釈奠に参ずる事	?	宿執 492
201	承安 4 (1174) ,5,?	澄憲法印祈雨の事 (内裏最勝講)	?	釈教 60
202	安元 2 (1176) ,3,4	安元御賀の時、刑部卿頼輔、賀茂神主家平に上卿の故実を聴く事	?	蹴鞠 412
203	治承の比 (1177~81)	修理大夫経盛和歌を大納言実国に贈る事	?	文学 210
204	治承 1 (1177) ,3,5?	平重盛、内大臣押賀の夜、佐伯国方、くせ物に乗る事	?	馬芸 361
205	治承 1,3,5・6,5・12,27 治承 3 (1179) ,3,晦	後徳大寺実定春日社に詣でて昇任祈請の事 同、巖島に参詣の事	?	神祇 20
206	治承 2 (1178) 春、(釈奠)	後徳大寺左大臣実定風月の才人に勝れたる事	?	文学 129
207	治承 2 (1178) ,5,晦	高倉院御秀句の事	?	文学 130
208	治承 2 (1178) ,6,12	流星、地に落つる事	(山枕記)	怪異 585
209	治承 2, (1178) 6,17	高倉院中殿に於て御作文の事	?	文学 131
210	治承 3 (1179) ,3,5	治承三年三月御方違のため七条殿に行幸、その御遊にて蹴鞠の事	?	蹴鞠 413
211	治承 4 (1180) ,4,29	大辻風の事	(山枕記)	怪異 586
212	治承 4 (1180) ,6,2・6,13	福原遷都太神宮の神慮に合はざる事 (隆季の夢)	?	政道忠臣 86
213	治承 4 (1180) ,9,	高倉院巖島に御幸ありて自ら願文を草し給ふ事	?	神祇 22
214	治承 4 (1180) ,11,30	前兵衛佐頼朝の謀反を群議の事	(山枕記他)	政道忠臣 87
215	養和 2 (1182) ,春	賀茂神主重保尚歯会を行ふ事	?	文学 205
216	寿永 2 (1183) ,1,2	藤大納言実国、子息の肩に係り清善堂の御神楽に参る事	?	宿執 493

表2 『古事談』所収説話編年表

	年月日	内容	典拠	篇名・章段
1	延暦10(791),8,5・8,23	伊勢内宮焼亡の事并びに造営を命ずる事	大神宮諸雜記?	巻第5-1
2	「桓武天皇の御時」(延暦16,1,16)	早良親王廢太子のこと	扶桑略記	巻第3-7
3	天長1(824),2,	空海、神泉苑において請雨經法を修する事	大師行狀集記	巻第3-11
4	天長2(825),	浦島子の事	浦島子伝	巻第1-2
5	嘉祥3(850),11,25	清和天皇即位予言童謡の事	吏部王記	巻第1-3
6	「貞観七年の比」(865)	相応和尚、染殿皇后を悩ませし狐を調伏する事		巻第3-16
7	(貞観8(866))	伴善男事に座する事		巻第2-50
8	陽成天皇の代(876~884)	陽成天皇爾の筈を開き宝剣を抜く事		巻第1-4
9	「陽成院、御邪気人事御坐之時」	藤原基経、光孝天皇を立つる事、源融帝位を思ふ事		巻第1-5
10	延長8(930),6,26	帥輔の父忠平、清涼殿に落雷あつた時、三宝に帰依し無事だったこと	九条殿遺談	巻第2-58
11	朱雀天皇代(930~946)	時服美麗を憤む事・天皇に新しい下襲を望む事		巻第1-10
12	朱雀天皇代	朱雀天皇と貞信公(忠平)との応答		巻第1-12
13	天慶2(939),8,12	某尼、粟田口山科の藤尾寺に八幡神を祭り、放生会を行ふ事	扶桑略記・本朝世紀	巻第5-12
14	天慶2(939),11,21	藤原純友の乱の事	扶桑略記	巻第4-10
15	天慶2(939),12,15	平将門、藤原忠平に献ずる状	扶桑略記	巻第4-4
16	「天慶二年之比」	藤尾寺南辺の道場の尼、八幡大菩薩像を祭る事	扶桑略記?	巻第5-12
17	天慶3(940),1,22	浄藏、将門降伏のため大威徳法を修する事	扶桑略記	巻第4-5
18	天慶3(940),2,8	朱雀天皇、将門討討のため藤原忠文を征夷大将軍任ずる事	扶桑略記	巻第4-6
19	天慶3(940),2,13	貞盛・秀郷ら将門を討ち取り、勲賞を受ける事	扶桑略記	巻第4-7
20	「天曆の比」(天曆8(954),12,5)	浄藏の房に強盗乱入する事	扶桑略記	巻第3-18
21	天徳4(960),9,23	遷都以後始めての内裏焼亡		巻第1-13
22	天徳5(961),5,10	強盗孫王、源満仲の宅に入る事	扶桑略記	巻第4-1
23	(康保4(967),10,11)	冷泉天皇即位		巻第1-14
24	天禄1(970),7,14	空也、藤原師氏の悪戯を逃れさせる事		巻第3-93
25	「貞元の比」(976~978)	天台宗輔院の舍利、雷公に取らるる事		巻第5-30
26	寛和1(985),2,13	円融院、子の日の御幸	小右記	巻第1-15
27	(寛和2(986),8,15)	源満仲出家の事	今昔物語集19	巻第4-2
28	寛和2(986),10,14	円融院、大井川道邊	小右記?	巻第1-16
29	(永観2(984),10,10)	花山院即位		巻第1-17・18
30	寛和2(986),6,23	花山院出家		巻第1-19~21
31	「一条院の御時」(986~1011)	御前での包丁・臨時祭の試案		巻第1-29・30
32	同前	御齋会に夜宿する義照と千鶴内侍の夢の事		巻第3-38
33	永延1(987),2,11	奮然、釈迦像を清涼寺に渡す事		巻第5-43
34	「俊賢五位藏人を為る時」(正暦3,8,28)	摂政道隆、俊賢を藏人頭に任ずる事		巻第2-29
35	正暦4(993),5,20・8,20	北野天神に贈位贈官され、その御位記・詔書、大宰府に遺さるる事		巻第5-19
36	(長徳1(995),2,28)	東三条院、石山御幸の時、道長・伊周確執の事	小右記	巻第2-4
37	(長徳1(995),5,11)	道長に内覧宣旨を蒙る日、俊賢睡眠する事		巻第2-30
38	(長徳1(995),8,29以前)	殿上において行成と実方口論の事、行成藏人頭に任ぜらるる事		巻第2-32
39	(長徳3(997),4,16)	花山院開山の事	小右記?	巻第1-22
40	「一条院、幼主の御時」	藤原兼家摂政の事		巻第1-23~25
41	(長徳2(996),1,25)	源国盛、藤原為時を超越する事		巻第1-26
42	長徳2(996),4,24	伊周(儀同三司)配流の事	小右記	巻第2-51
43	長徳4(998),8,25	奇怪の除目	今鏡?	巻第1-27
44	(寛弘1(1004),10,10?)	御前での包丁の後、宴にて藤原道綱、同願光に放言。		巻第1-28
45	「一条院御時」(寛弘4,1,?)	大江以言、顕官を著む事	江談抄	巻第6-35
46	「一条院の御時、永延の比」(寛弘7(1010),10,22)	相撲抜出・若宮著袴の儀に御剣を持つ者		巻第1-31
47	「一条院の御時、長保の比」	源成信・藤原重家の出家		巻第1-32
48	(寛弘5(1008),9,11)	上東門院、後一条天皇出座の事、敦康親王の事		巻第1-37・38
49	(寛弘6(1009),11,25)	後朱雀院誕生の五夜の産養の時、藤原伊成、凌辱を受け後に出家する事。	小右記?	巻第1-43
50	寛弘8(1011),6,22	一条天皇崩御の事	続本朝往生伝	巻第3-39
51	「一条院崩御の後」	一条院の遺品にあった「讒臣」の句		巻第1-33
52	「三条院の御時」(1011~16)	資平が三条天皇に語った御剣の鞘の故実	江談抄	巻第1-35
53	「三条院の御時」	三条天皇、道長を若い皇子に呼ばせた事		巻第1-36
54	「後一条院の御時」(1016~36)	藤原実資、除目の執筆に奉仕	小右記?	巻第1-39

鎌倉時代における説話集編者の歴史認識 —『沙石集』と『古今著聞集』を中心に— (松 蘭)

55	「後一条院の御時」	清善堂御神案に斉信、公任を差し置いて拍子を取る事		巻第1-46
56	「長和五年の夏」(1016)	深覚僧都、炎早のため神泉苑に祈雨を行ふ事	小右記	巻第3-61
57	「寛仁4(1020),3」	法成寺建立の時、大外記頼隆真人に夢想の事	経信御記	巻第5-44
58	「寛仁四年九月の比」(1020)	狂女、比叡山慈持院に登る事	左経記(9,9)?	巻第5-31
59	治安2(1022),7,14	法成寺金堂供養の日、道長、公季の盃を勧める事	小右記	巻第2-7
60	「治安3(1023),10,23」	道長、高野山に詣で狂園を寄進する事	扶桑略記?	巻第5-32
61	「万寿2(1025),1,16」	藤原行成、同斉信の失錯を扇に注する事	小右記	巻第1-42
62	「万寿二年五月の比」(1025)	迦葉仏の化身の閑寺の牛を人々礼拝の事	小右記	巻第5-38
63	「万寿三年四月の比」(1026)	怪女漂着	(小右記目録)	巻第1-40
64	長元2(1029),7,8	出雲国の降雪の事	小右記	巻第1-41
65	「隆国頼頭と為て」	後一条院の藏人頭源隆国、御装束に奉仕する事		巻第1-54
66	「後朱雀院の御時」(1036~45)	藤原公基御書使の時、御書を汚された事		巻第1-44
67	「長元9(1036),1,21?」	源頼基、後一条院崩御により出家の事		巻第1-47
68	「長元9(1036),7,10」	後朱雀天皇即位の日、内弁藤原教通、練る事。		巻第1-48
69	「長暦2(1038),10,6」	白河殿競馬の時、頭中将資房と行経朝臣座次を争ふ事	(春記)	巻第2-60
70	「長暦3(1039),8,24以前」	頼通、源経頼を揚発し、経頼病を得て死す事		巻第2-10
71	「長暦4(1040),9,9」	後朱雀天皇の里内裏焼亡に賢所焼失の事	(春記)	巻第1-49
72	長久1(1040),7,27	伊勢内宮外宮、大風雨により顛倒の事	大神宮諸雑記?	巻第5-2
73	「後朱雀院の御時、長久の比」(1040~44)	最勝講における源泉僧都の説法殊勝の事		巻第3-58
74	「太政大臣[信]中納言為る時」	大御室(性信)、信長の鬼纏を修法で治す事	後拾遺往生伝	巻第3-42
73	寛徳2(1045),1,3	殿上の瀧酔の時、藤原経輔打たるる事		巻第1-45
74	寛徳2(1045),1,16	後朱雀院崩により譲位の際、新帝と春宮の事を頼通に仰せらるる事		巻第1-50
75	「後朱雀院御業危急の時」	天皇の夢に道長示現の事		巻第5-46
76	「寛徳二年二月の比」	白鳥、侍從池に來たりて鳴く事		巻第1-51
77	「後冷泉院の御時」(1045~68)	卒爾の御遊にて、教通平臂を着す事	今鏡・二東記	巻第1-52
78	「後冷泉院の御時」	高陽院の竹台の山鳥を射た滝口某の貫の事		巻第1-53
79	「後冷泉院御時歟」(永承5,6,15)	冷泉院の中山社の託宣のこと		巻第5-21
80	「永承7(1052),3,28以前」	頼通、大江匡房に平等院の大門の便宜を尋ぬる事		巻第5-47
81	天喜2(1054),9,20	聖徳太子御廟に御記文出現の事		巻第5-25
82	「経成卿、檢非違使別当為る時」	中納言の闕を望みて石清水八幡に詣でる事		巻第5-8
83	「堀川左府参議之時」	参議源俊房、前斎院を取り籠むるによりて、後三条天皇冷遇の事	富家語	巻第1-55
84	「後三条院春宮の御時」	護持僧成尊に北斗の御拝の事を語る事		巻第1-56
85	「後三条院在藩の時」	真言・止観を知り、外典に通じる者を求むる事	今鏡	巻第3-62
86	「実政卿東宮学士為る時」	甲斐国守に任じられ、東宮より饒の詩歌を賜る事		巻第1-57
87	「後三条院春宮の御時」	「すえぎま」になって鳥帽子を着し給ふ事	敦光朝臣抄物	巻第1-58
88	康平6(1063),8,18	清水寺焼亡の事		巻第5-39
89	「大嘗会の時」(治暦4(1068),11,22)	大嘗会に着し給ふ応神天皇の御冠が頭面に合ふ事		巻第1-59
90	「治暦の比」	人妻を取りて妻にしたる者、後三条の即位によりて罪科を恐れ本人の許へ返す事		巻第1-60
91	同前	大御室(性信)、教通の背の癩瘡を修法で治す事	後拾遺往生伝	巻第3-40
92	「後三条院」	二間における御念誦の際、女房を具せしめ奏事の事		巻第1-61
93	「延久の善政」	先ず器物(うつはもの)を作る事		巻第1-62
94	「延久2(1070),1,春除目」	「大宮の右府(藤原俊家)、後三条院の御前において除目初めて除目の執筆に奉仕せらるる時」		巻第1-63
95	「後三条院」	源隆国の三子隆俊・隆綱・俊明に意趣を返されようとするも果たせず重用のこと		巻第1-64
96	「後三条院」	行幸の際、車の外金物を抜かせらるる事	今鏡	巻第1-65
97	「後三条院」	俊約のため檜扇に藍を塗り持たしめ給ふ事		巻第1-66
98	「後三条院」	宇治の平等院に検知のために官使を遣わさるる事		巻第1-67
99	「後三条院」	犬を憎ませ給ふ事		巻第1-68
100	「後三条院」	鯛を常に開食さるる事		巻第1-69
101	「延久2(1070),8,14」	石清水八幡宮放生会を行幸に准へらるる事		巻第5-6
102	延久5(1073),5,7	崩御前後の事		巻第1-70
103	同前	頼通、後三条院の崩御を聞かれ嘆息の事		巻第1-71
104	「白川院春宮の宮とて康平の比、十歳計りにて」	参内、座籍を問はるる事		巻第1-72

105	「白川院」	踐祚より師実関白補任までの年代記風記事	扶桑略記?	巻第1-73
106	(承保2 (1075) ,7,13)	源頼義養生の事	続本朝往生伝	巻第4-16
107	(承暦1 (1077) ,12,18 以前)	法勝寺の五仏を立てる時座位を誤つ事		巻第5-49
108	永保1 (1081) ,6,9	比叡山僧徒、三井寺を焼く事	扶桑略記所収日記	巻第5-35
109	(応徳1 (1084) ,9,22)	中宮賢子崩御の事		巻第2-53
110	応徳2 (1085) ,9,27	大御室(性信)の御寿命の事(「八十御歳九月廿七日御入滅」)		巻第3-52
111	白川法皇	藤原顕季と源義光所領相論に際し、未断の事		巻第1-75
112	白川院	藤原忠実、源雅実、御前にて盃酌を給はる事		巻第1-76
113	白川院	陪膳の成通、攝膳(かいひざ)の事		巻第1-77
114	白川院	実季亭に方違のため御幸し、役優婆塞の独鈷を召す事		巻第1-78
115	白川院	家保亭に方違のため御幸し、紫檀甲の枇杷を受けざる事		巻第1-79
116	白川院	源雅俊(編者頼兼の祖)を藏人として褒める事	藤原成通の談	巻第1-80
117	白川院	殺生禁断の時、平忠盛相伝の家人加藤成家、鷹を飼う事		巻第1-81
118	白河院	文王と自讃する事		巻第1-99
119	「堀川院の御時」(1086~1107)	白川院、野行幸の際に源師房、和歌序を書く事を堀河天皇に語る事		巻第1-82
120	同前	殿上人の競馬の装束の事	富家語	巻第1-84
121	同前	堀河天皇の御前にて明退、笛を吹く事		巻第6-12
122	(寛治2 (1088) ,2,1)	藤原実政、宇佐宮に訴えられ罪名議定の日、堀軒邸に居る事	中外抄	巻第5-10
123	寛治5 (1091) ,8,14	源義家宅に山鳩の柙異ある事		巻第4-20
124	(寛治5 (1091) ,8,15)	源顕房、石清水放生会上卿の事		巻第5-7
125	(寛治7 (1093) ,5,5)	郁芳門院根合の事	中右記他?	巻第2-52
126	「寛治の比」(1087~94)	行幸出御の時、列立する堀川左府(俊房)に対し、六条右府(顕房)異説を説く事		巻第1-85
127	寛治8 (1094) ,1,3	朝観行幸に供奉する右大臣顕房の事	中右記	巻第1-86
128	永長1 (1096) ,7,12・7,13	永長の太田案	季仲卿記他	巻第1-83
129	「堀川院の御時」	禁裏にて蹴鞠の源氏の殿上人、六条右府に平伏する事		巻第1-87
130	「白川院の御時」(承德3,1,3)	中御室(覚行)に法親王の宣旨を下さる事		巻第3-67
131	「白川院の御時」	白河院に召されて後藤内則明、合戦の物語をする事		巻第4-22
132	(康和2, (1100) ,5,21)	永観律師、法勝寺の供僧の事、東大寺別当に補せらるる事		巻第3-64
133	康和5 (1103) ,12,28	源義親、隠岐国に配流され、後に誅される事 *嘉承3 (1108) ,1,6 誅される。		巻第4-23
134	(嘉承3 (1108) ,1,29)	源義親の首を渡される時、忠実、師実に見物を止めらるる事	富家語	巻第2-13
135	(天仁3 (1110) ,5,11)	白河院、雨下獄の事		巻第1-74
136	(天永1 (1110) ,11,2)	「永観律師終焉の時」往生の事		巻第3-65
137	(天永2 (1111) ,8,20)	増養、鳥羽院初度の相撲の節会に、相撲人遠方の腫物を治す事		巻第3-74
138	「天永三年三月」(1112)	石清水臨時祭に近方宮人唱ふ事(3,13)	師時卿記逸文	巻第6-29
139	「永久の比」(1113~18)	内大臣忠通、右大臣雅通と節会の食事の作法を談ずる事		巻第2-23
140	保安1 (1120) ,8,20	女上撥面の絵の事	師時卿記逸文	巻第6-23
141	保安2 (1121) ,閏5,3	園城寺焼失の時、ある寺僧に夢想の事		巻第5-37
142	大治5 (1130) ,10,5	伊通、一人中納言に昇進できず籠居し、籠居中の師頼、中納言に任せられる事。	今鏡	巻第2-81・82
143	「鳥羽法皇登山御幸の時」(久安3(1147)年の比叡山御幸か)	信西、前唐院の三つの宝物の謎を解く事。 番論義における神妙の時・劣れる時の作法の事		巻第1-88 巻第3-75
144	鳥羽院	御前にて家長朝臣包丁奉仕の事		巻第1-89
145	鳥羽院	御前の酒宴にて、藤原信通、院の鳥帽子を賜はる事		巻第1-90
146	鳥羽院	元日の院拝礼の事		巻第1-91
147	鳥羽院	京極太相国(宗輔)、御前にて蜂を飼うことの効用を示す事		巻第1-92
148	保延5 (1139) ,1,26	六条大夫基通、源雅兼に笛の故実を語る事		巻第6-15
149	保延5 (1139) ,4,25	齋院選御の折、次第使藤原敦頼、馬部數十人に搦めらるる事		巻第1-94
150	保延6 (1140) ,1,23	鴨社禰宜季継の夢に八幡神、賀茂社に渡御の事		巻第5-16
151	(保延6 (1140) ,9,15)	覚歎僧正、臨終において処分状を書く事		巻第3-73
152	「近衛院の御時」(1141~55)	藤原成通、陣の座において唱歌の事		巻第1-95
153	「近衛院の御時」	頼長、参内(小六条殿)し、山上に大袋を見る事	台記(散逸)	巻第2-21
154	「近衛院の御宇」	除日に藏人藤原敦周、申文の目録を執る事		巻第6-42
155	(久安7 (1151) ,1,26)	藤原実能任内大臣大饗に頼長作法の事		巻第2-20
156	「冷泉中納言朝隆藏人頭の時」(仁平1(1151),5,19)	公卿の座末に居たるを頼長に追い立てられる事	台記?	巻第2-22

鎌倉時代における説話集編者の歴史認識 — 『沙石集』と『古今著聞集』を中心に— (松 蘭)

157	「仁平の御賀の時」(仁平 2 (1152), 3,7)	鳥羽院五十御賀の時、忠実、伯光行に秘事を授ける事		巻第 6-30
158	(久寿 2 (1154), 12,30 以降、保元 1 (1156), 4,29 以前)	安芸守清盛、高野山大塔を造営し、大師示現の事		巻第 5-33
159	(久寿 2 (1155), 7,23)	近衛天皇崩御の時、「帝位員外」の後白河天皇登極の事		巻第 1-96
160	(保元 1 (1156), 閏 9,24)	石清水八幡成清、修理別当に補され、さらに別当となる事		巻第 5-11
161	「二条院の御宇」(1158~65、永萬元 (1165) 年 6 月?)	郭公(ほととぎす)京中に充滿の権異あるの月、天皇讓位、翌月崩御の事		巻第 1-97
162	(保元 3 (1158), 1,22)	藤原俊憲、内宴の序を書く事		巻第 6-45
163	「平治の乱逆の時」(平治 1 (1159), 12,9)	源師仲、内侍所を自邸の事寄せの妻戸の中に安置の事		巻第 1-98
164	「平治合戦の時」	清盛、藤原信親を父の許に送る時、一人当千の武者四人を付ける事		巻第 4-26
165	(応保 3 (1163), 1,18)	基房・兼実、「左右大將にて」賭弓の奏の作法の事		巻第 2-25
166	(仁安 3 (1167))	重源、入唐に時、教長筆の朗詠を持参の事		巻第 3-105
167	「高倉院の御宇、承安四年」(1174、5,24~5,28)	最勝御八講に勤仕する澄憲の能説に勧賞行はるる事		巻第 3-79
168	(寿永 2 (1183), 11,19)	法住寺合戦の時、安藤八馬允右宗武勇の事		巻第 4-27
169	(元久 2 (1205), 4,?)	稲毛重成舎弟ゆいの七郎、往生の事		巻第 4-28
170	「承元三年の比」(1209)	熊野にて切り合いて往生の事		巻第 4-29
171	承元 4 (1210), 3,?)	臨時の御神楽に秘曲を唱ふ事		巻第 6-28
172	建暦 2 (1212), 9,?)	良宴瑜珈往生の事		巻第 3-82

表 3 『古今著聞集』編年(鎌倉期)と関係年表

	年月日	題	典拠	関係年表(△は慶政関係)
1	「文治の比」(1185~90)	伊賀国の住人の女子、同国三室池の竜に取られる事	魚虫禽獸 693	
2	「文治の比」	徳大寺亭に作泉を構え、中御門左府経宗らを饗応の事 * 「後徳大寺左大臣、右大臣におはしける時」	飲食 632	
3	文治 3,9,7	権右中弁定長北野の宮寺にて作文の事	文学 132	
4	隆房大納言、檢非違使別当の時(1187~90)	檢非違使別当隆房家の女房強盗の事露顕して禁獄の事	偷盜 433	
5	文治 4,2,20	後京極良経夢に冷泉内大臣良通と会い六韻の詩を和する事	哀傷 463	
6	「藤井入道、宰相中将にて侍ける時*」	藤井入道実教堀井宮に参りて盃酌并びに袖を切る事 * 文治 4,10,14~建久 4,12,9	飲食 634	
7	(文治 5,7,10)	西行法師、後徳大寺左大臣実定・中將公衡等の在所を尋める事	宿執 494	△文治 5(1189)年、慶政誕生。
8	「隆房大納言、檢非違使別当の時*」	檢非違使別当隆房家の女房強盗の事露顕して禁獄の事 * 文治 3,9,24~建久 1,7,18	偷盜 433	
9	建久 2,12,28	中納言兼光卿、檢非違使別当の時、腰居の盗人を内問の事	偷盜 434	
10	「別当兼光卿 *」・宝治 2,5,28	別当兼光使序の結縁経を再興の事并びに顯俊定嗣等供養の事 * 建久 2,12,28~同 5,8,11	積教 69	建久 4(1193),6,28 藤原道家誕生。
11	建久 7,7,27	後京極良経、故中宮権大夫家房の旧宅を過ぎ独吟の事	哀傷 464	建久 7,11,25 兼実、関白を罷免され、基通に替えられる。
12	建久 9,2,15	西行法師釈迦入滅の日往生せんと願ふ事	哀傷 465	建久 9,1,11 土御門天皇踐祚。 建久 10,1,13 頼朝薨去。
13	建仁 3,12,20	泰久清賀茂明神の冥護を蒙る事	馬芸 366	建仁 2 (1202), 1,27 兼実出家、12,25 良経、任拱政。
参考	元久 2 (1205) 年	この頃、成季誕生?	跋文	元久 2,1,11 道家、叙従三位、3,9 任権中納言。 元久 3,3,7 拱政良経薨去。
14	建永 1,3,7	後京極良経、曲水宴を催さんとし、日不到らずして薨逝の事	哀傷 466	
15	承元 2,4,7	後鳥羽院を御鞠の長者と号し奉るべき由按察使泰通等表を奉る事	御鞠 414	承元 1(1207),4,5 兼実薨去。
16	承元 2,5,9	新日吉小五月會の競馬に佐伯国文、大江高遠に勝つ事	馬芸 367	

17	承元 2,10,28	進士定茂、冬に夏袍を着て文殿の作文に参る事并 <small>内</small> に新調の車の事	興言利口 536	
18	承元 2,12,9	光明峰寺左大持道家、除目に前人の置誤れる硯笥を置改むる事	公事 102	
19	承元 4,1,?	冷泉中持道家、南庭の八重桜の枝を折取る事	草木 662	
20	承元 4,1,16	河内守繁雅、賀茂御前にて中原師方大外記拝任を夢見る事	神祇 29	承元 4,11,25 順徳天皇踐祚。
21	承元 5,間 1,2	九条大納言道家、内侍等を引具して雪中の鷹狩を見る事	遊覧 478	
22	(建暦 1,10,22)	坊門大納言忠信一六と称する馬に乗りて供奉の事并 <small>内</small> に忠信が水練の事	馬芸 368	建暦 2,6,29 道家、任内大臣。
23	建暦 3,1,25→21	源空上人念仏往生の事并公胤僧正、上人を請じて導師と為す事	釈教 63	
24	建保 1,9,13	松殿僧正行意の夢に鬼神家隆の歌を詠吟の事	和歌 218	
25	建保 4,4,26	源空上人念仏往生の事并公胤僧正、上人を請じて導師と為す事	釈教 63	建保 3,12,10 良輔任左大臣、道家任右大臣
26	建保 5,5,9	新日吉小五月會の鞍馬に秦頼峰落馬して即死しやがて蘇生の事	馬芸 369	△建保 5年、この頃慶政入宋
27	(建保 3~同 6)	藤原信実、後鳥羽院御幸の絵を画く事	画図 401	建保 6,10,10 懷成親王(順徳皇子)誕生(生母は道家姉の立子)、11,11 (良輔薨)
28	建保 6,5,20	別当兼光使守の結縁経を再興の事并 <small>内</small> に顕俊・定嗣等供養の事	釈教 69	建保 6,11,26 道家、東宮傳。12,2 任左大臣。
29	承久 1,7,13	南殿の桜は式部卿重明親王家より移植の後度々焼亡の事	草木 650	△建保 7年正月以前、慶政崩朝。 承久 1,6,25 道家の子頼経、将軍として関東に下向
30	承久 3,6,14?	宇都宮頼業水底にして鑑を脱ぐ事	弓箭 342	承久 3(1221),4,20 仲恭天皇踐祚、道家摂政に任ず。 承久の乱(承久 3,5-6)。 承久 3,7,8 後堀河天皇即位(治天;後高倉院、摂政家実)
31	承久四年夏の比	武田太郎信光の生捕りたる猿の事并 <small>内</small> に猿射を免れんとし牝鹿を指す事	魚虫禽獸 700	承久 4,8,13 西園寺公経、任太政大臣。
32	貞応 2,5,14	後高倉院セタ日忌の御仏事に聖覚法印御追善の文を唱する事	哀傷 468	貞応 2(1223),5,14 後高倉院崩御。
33	嘉祿 2,9,11	臺盤御所壺の楓の初紅葉に就き、藏人永継即答の事	草木 666	嘉祿 1(1225),9,25 慈円入滅。 △慶政、嘉祿 3年頃までに法華山寺を創建。
34	安貞の比 (1227~29)	伊予国矢野保の黒島の鼠、海底に巣喰ふ事	魚虫禽獸 708	寛喜 1(1229),11,16 女孀子入内(翌年中宮即位)。
35	寛喜元年比	知足院忠実、大権房をして吃祇尼の法を行はしむる事并 <small>内</small> に福天神の事	管絃歌舞 265	
36	寛喜三年夏の比	寛喜三年夏、高陽院の南大路にして蝦合戦の事	魚虫禽獸 710	寛喜 3,2,12 秀仁親王誕生(母道家女孀子)、7,5 道家、関白職を長子教実譲る。10,28 立太子。
37	寛喜 4,1,19	高弁上人別人に非ざる事并春日大明神、上人の渡天を留め給ふ事	釈教 64	寛喜 4,10,4 四条天皇踐祚。
38	天福元年の春	後堀河院の御時絵づくの具おほひの事	画図 403	
39	天福 1,6,15	秦兼友、秦久清の狼藉を訴ふる事	闘諍 506	
40	天福 1,7,7	家隆七十七歳の七月に九条前内大臣良通の許に和歌を贈る事	和歌 224	天福 1,9,18 養賢門院(孀子、25歳)崩御。
41	天福の比(1233~34)	或上達部、左府入道隆忠を知らずして妄言の事	興言利口 566	天福 2(1234),5,20 仲恭院崩御、8,6 後堀河院崩御(23歳)。
42	同前	天福の比、或殿上人片輪の鴨を飼ふ事	魚虫禽獸 714	文暦 2(1235),3,28 摂政教実薨去。道家、再び摂政に就く。
43	嘉禎 2,12,23	壬生二位家隆、七首の和歌を詠じて往生の事、付けたり侍從隆祐詠歌の事	哀傷 469	嘉禎 3,3,10 摂政を女孀近衛兼経に譲る。
44	(暦仁 1,2,17)	將軍入道頼経初めて上洛の時、若女房、奉行の武者に連歌の事	興言利口 568	暦仁 1,2,17 將軍頼経上洛。4,25 道家出家。10,3 北白川院崩御。
45	仁治 2年の冬の比*	後嵯峨天皇某少将の妻を召す并 <small>内</small> に鴨門中將事(後半;なよ竹物語)*仁治 3,1,9・1,19・1,20・3,18・6,6 *後代の抄入	好色 331	延応 1(1239),2,22 後鳥羽院崩御。 △延応 1(1239),5月『比良山古人靈託』(慶政)
46	仁治 3,1,6 ~ 1,25	四条天皇崩御并 <small>内</small> に御葬送の事	哀傷 470	仁治 3(1242),1,20 後嵯峨天皇(23歳)踐祚。3,10 二条良実、任関白。

鎌倉時代における説話集編者の歴史認識 —『沙石集』と『古今著聞集』を中心に— (松 蘭)

47	仁治 3,1,9	四条院前御の時、醍醐大僧正の弟子某比興の消息の事	興言利口 569	
48	仁治 3,11,13	仁治三年大嘗会に外記庁内の櫛木の梢に臥せる法師の事	変化 610	仁治 3,6,15 執権北条泰時卒去。9,12 順徳院崩御。
49	仁治の比 (1240~43)	伊勢国書生庄の法師、上洛の帰途天狗に逢ふ事	変化 611	
50	仁治の比	四条院御位の時仁寿殿東向の御座にて御鞠の事	御鞠 416	
51	寛元 1,2,9	後嵯峨天皇雪の晝冷泉前内府に御製を賜ふ事	和歌 225	
52	寛元 1,3,29・ 9,18	侍従隆祐、明義門院并びに陰明門院の薨去を聞きて和歌を送る事	哀傷 471	
53	寛元 2,12,4	小野宮実頼等同車の事并二条関白良実、一条左大臣実経と同車の事	政道忠臣 79	寛元 2(1244),1,28 道家、関白良実を一条実経に替える。4,28 藤原頼経、將軍職を頼朝に譲られる。8,29 西園寺公経薨去 (74 歳)。
54	寛元 3,10,29	光明峰寺入道道家、左大臣実経の為に一条室町御所修理の事	御鞠 406	
55	(寛元 4,10,24)	寛元の御嶽に院の御杖敷の前にて、馬允某三度名乗の事	興言利口 570	寛元 4,1,29 後深草天皇踐祚 (後嵯峨院政開始)。閏 4,1 執権北条経時卒去。5,24 宮騒動。「大殿」頼経失脚 (7,28 掃落)。
56	宝治 1,2,27	前太政大臣西園寺実氏五代帝王の御筆を献上の事	和歌 226	宝治 1(1247),1,19 摂政を実経から近衛兼経に替える。6,5 宝治合戦 (三浦泰村滅亡)。
57	宝治 2,3,4	宝治日吉御幸に供奉の侍染損じたる狩衣を着用の事	興言利口 571	
58	宝治 2,5,28	別当兼光使侍の結縁経を再興の事并びに頭従・定嗣等供養の事	釈教 69	
59	宝治 3,6,?	仙洞御講に成季太鼓を仕る事	管絃歌舞 276	
60	宝治 3,2,1	建長元年関殿焼失の翌日、宮左衛門某、大納言二品局へ参る事	興言利口 572	
61	宝治 3(建長 1),2,?	建長元年二月前太政大臣実氏家に行幸の頃、後嵯峨院梅花を詠じ給ふ事	草木 668	
62	建長 1,9,?	瞻西上人雲居寺を造畢の事并びに和歌曼陀羅の事	和歌 164	
63	建長 1,12,18	建長元年十二月日吉禰宜成茂、七十賀の事	祝言 452	
64	建長元年の比	生智法師渡唐之時、観音の利生を蒙る事	釈教 70	
65	建長 2,8,13	葉室定嗣、出家の時宿願に催されて詩歌を作る事	宿願 500	
66	建長 3,8,13	法深房が持仏堂楽音寺の額の事	能書 291	建長 3,12,22 鎌倉で僧了行の幕府転覆の陰謀発覚。
67	建長 4,10,10?	建長四年維摩會の延年に春日社の神人季綱を鼓打に召す事	興言利口 573	建長 4,2,20 幕府、將軍頼朝を廃し、宗尊親王 (後嵯峨皇子) を迎えることを奏請。 2,21 道家薨去 (60 歳)。
68	建長 5,1,27・28	豊原時秋垣代笙の音歌を勤むる事并びに大神正賢垣代の笛を吹く事	管絃歌舞 273	
69	建長 5,12,29	法深房と刑部房圓基の勝負に付き争論の事	博奕 426	
70	建長 6,2,2	成僧の妻嫉妬して蛇と化し、夫の件物喰付く事	魚虫禽獸 720	
参考	建長 6,10,16	『古今著聞集』完成	序	
71	建長 6,12,20	殿上人、右府生泰頼方の進士じたる都鳥を橘成季にあづけらるる事 *後の抄入?	魚虫禽獸 721	
参考		文永 9 年以前、成季死去。		△文永 5(1268),10,6 慶政入寂 (80 歳)。

注) 表 1~3 において、年月日の項で、年号も含めて () 内に入れてあるもの (例えば、(寛元 4,10,29) のようなもの) は、他の史料によって年時が判明するものである。

【注】

(1) 松園「説話集編者の歴史意識」(倉本一宏編『説話文学と歴史資料の間に(仮題)』思文閣出版、二〇一九刊行予定)。以下、別稿という場合、この論考を指す。

(2) 大隅和雄『古今著聞集』―貴族文化を仰ぎ見る―(『事典の語る日本の歴史』そして、一九八八)では、『古今著聞集』を「中世の貴族文化の百科事典というにふさわしい書である」として捉え、「時代順に配列されており、個々の説話の面白さは別として、一つの篇目を通読すれば、その篇目について鎌倉時代の貴族として知っておくべき知識が得られるという性格を持つものだったのである」と評価している。この指摘は、この説話集の本質的な性格を指摘したものであるが、本論では、更に視点を換え、大隅氏が「わざわざ歴史書に書くようなものではないが、人々の間では大切に語り伝えられている処世訓やさまざまな生活の知恵、人々がある社会の一員として知っていることを求められる種々の逸話や噂話、遊びとして語られる話などを、一座の語りに適切な長さにとめたもの」という説話の規定に対し、歴史書に書かれるべき記事を説話として数多く含みこんだこの説話集のもう一つの別な側面を抽出しようとするものである。

(3) 無住が晩年に編んだ『雑談集』には、次のような説話を載せ、「家」に日記を伝えて、正確な故事を知っている「日記ノ家」を意識している部分がある。無住のような地方で活動し、説話集を編纂する者にとつ

ても、日記をつけていない、他の日記も所持しないことにある種のコンプレックスを感じなければならない時代であったのであろう。

「礼儀事ノ…/四条大納言公任卿大臣ノ大饗ノ時、マヅ膾汁ヲ吸タリケルヲ、鼻先生ト云フ名人ノ雑色ヲ召仕ケル、是ヲ見テ、マサナキ上郎也ケリトテ、ウトミテ彼内ヲ出ニケリ、洛中ノ沙汰也ケル/一両月世間ニ沙汰シフリテ後、先生召シテ、実ニ汝、我ヲウトミテ出タルカト問ハレケレバ、アリノマ、ニ申ケリ、サテ洛中ノ上下、イカカ沙汰スルゾト問ハレケレバ、先生イシク出タリ、上郎マサナクヲハシマスト申アエリト申ケレバ、サテハ京中ニ日記ノ家ノナキニコソ、我家ノ日記ニハ、四十ヨリ後ハ、マヅ汁有ル物ヲ吸ヘト云ヘリ、日記伝タル人ノナキニコソト申サレケレバ、先生、不覚任テ候ケルトテ又宮仕ケリ、年タケテ後、食ニムスル事アリ、ソノタメト云ヘリ/人トシテ礼ナクハ、必天亡スベシトイヘリ、礼儀尤可存知、出仕ノ人コトニ用意アルキコソ」(巻第七)

(4) 藤原成頼については、松園『平家物語』にみえる夢の記事はどこからきたのか(松尾葦江編『文化現象としての源平盛衰記』笠間書院、二〇一五)参照。

(5) 小島孝之校注・訳『沙石集』(新編日本古典文学全集、小学館、二〇〇一)の注による。

(6) 他に「近来、小原の顕真僧正も、道場に入りて念仏申さんとして、法花経を読み、…」(巻第四ノ一)と見えるように、「近来」という表現があり、この顕真は建久三(一一九二)年に死去した僧であるから、「近比」より少し前のようなニュアンスを感じる。また、「先年」という表現もあるが(「先年、海道を通ること侍りしに、富士の山に雲の立ち廻りて侍りしを、…」巻第五末ノ二など)、『沙石集』では少なく、

『雑談集』で多用される表現である。

(7) 『古今著聞集』にも「鎌倉右大将」頼朝はしばしば登場するが、個人としての表現が中心で、時代を表現するものとしては使用されていないようである。

(8) 巻第三ノ二に「泰時、御代官の時なりけるに」と見えている。

(9) 巻第七ノ七「故相州禪門」、『雑談集』巻第八にも「故最明寺ノ禪門ノ時マデ」と見えている。

(10) ここで述べるような実録性の強調は、無任が晩年に編んだ『雑談集』にも多く見えており、彼の編纂方針であったことが知られ興味深い。それが個人的な経歴と結びついて語ろうとするとき、自伝的な叙述に展開していくようである。『沙石集』では、説話集としての抑制が働いているように思われるが、晩年に編んだ『雑談集』では、次の史料②のように、Aのパターンから、Cのパターンに発展し、一種の自伝的な話に展開しているものがあって興味深い。

「故東福寺開山ノ門弟ニ、本智房ト云僧ノ物語スル事侍シ、開山入滅之後、無関ノ住持之時、為相見東福寺へ令參シ時、普門寺ニテ茶ナドス、メテ、物語侍シ、ソレ最後ノ相見ニテ侍ケル、我身ノ事ヲカタリ侍シ、平家ノ池大納言ノ末葉トカヤ承候シ、故長老ノ貴クラハシマシ、故ニ、童部ニテ侍シ時、親ニ暇乞候テ、參ジテ給仕シ事、昔ノ大王ノ跡ヲマナブ心ザシ、ミナ菜ツミ、水クミスル如ク、晝夜給事仕リシ事、クハシク申テ、打泣クカタリシ、…通世ノ始、律学シ侍シ時、志ヲナジキ僧共、冬ノ夜寒ゼルニ、常ニハ絶煙セシカドモ、寢食ヲ忘テ、終夜学問スル僧、少々侍シ、時々制シテヤスメナド、長老被申シ、使者シテ侍シ、今ノ代ニハ、サル僧スクナカルベシ、但シ勤学ナリシ僧、多ハワカクシテ他界、愚老ハ三十五、

六ノ年ヨリ、真言ノ学行ノタメ、身ナドチト相助テ侍シ故歟、若ハ報命ノ有限故歟、八旬ニ及デ存セリ、世間ノ興替、ワヅカニ五十年、コレヲ見聞シ侍ルニ、時ニシタガヒテ、スタレ侍モ、申バカリナク覺ヘ侍リ、古人ノ歌思ヒ合セラル／＼」(巻第九)

(11) 正治二(一一〇〇)年間二月十一日に五八歳で薨去(『尊卑分脈』)。

(12) 説話では、承安二年として見えるが、『玉葉』等によれば承安三年五月二日のことである。

(13) 『吉記』治承五・三・一一、同四・一六、『山槐記』養和二・一、一四など。経宗については、松島周一「藤原経宗の生涯―後白河院政と貴族層について―」(『愛知教育大学研究報告(人文科学)』四二、一九九三)、松蘭「武家平氏の公卿化について」(『九州史学』一一八、一九九七)、細谷勘資「中御門経宗の儀式作法と大炊御門家」(『中世宮廷儀式書成立史の研究』勉誠出版、二〇〇七、初出一九九九)などを参照。

(14) 松蘭「中世の女房と日記」(『明月記研究』九、二〇〇四)

(15) 『公卿補任』などでこの時期の別当経験者で、建保六(一一二八)年段階の生存者を一覧すると次ページに掲載の表ようになる。藤原頼実も嘉禄元年まで存命であるが、すでに出家しており、前右大臣の公継以降、一人ほどが対象者となる。

(16) 『清辨眼抄』については、中町美香子「清辨眼抄―平安末期の配流と火災」(近藤好和・松蘭斉編著『中世日記の世界』ミネルヴァ書房、二〇一七)参照。

(17) 田村悦子「蜻蛉日記絵の詞書断簡について」(『美術研究』二四一、一九六六)。

(18) 新潮日本古典集成『古今著聞集』下、四七ページ注二一では、天

逝した樽子所生の後堀河天皇皇女とする。

(19) 摂政の地位は再び近衛家実に移り、現任の公卿は大納言の良平がトップで、次に権中納言の教実(道家子、二三歳)がいるにすぎない。

(20) 松園「中世の幼帝について」『紫苑』一四、二〇一六

(21) 『三井寺興乗院等事』柴佳世乃・戸波智子「慶政『金堂本仏修治記』を読む―慶政と園城寺、九条家―」(千葉大学『人文研究』三八、二〇〇九)。

この論文では、この興乗院創建について、「三井寺興乗院は道家によつて四条天皇の清涼殿を園城寺へ移築することがなかったもので、ともすれば、この院成立そのものに道家の意図が働いていると想像される。院主の選出においても「先皇の御子孫」を推し、重ねて適切な人選をするようにすすめる。そして慶政は興乗院の建立を成し遂げ、彼の死後もその言葉を記憶し、これを記録した。これは『修治記』の夢に現れた道家のあり方と重なるものではないだろうか。死してなお、道家は慶政の行動を支え、導く人物であったと認められる」と評価しているが、道家自身の積極的な行為とは考えられない側面がある。後に道家は、建長元年に焼失した蓮華王院を知行国の讃岐国を宛てて造営したが、その際、興乗院を含む三井寺への後援に支障をきたしており、慶政とはスタンスが異なることを露呈している(兼仲卿記弘安六年秋冬卷裏文書『所収某申状』、『鎌倉遺文』一五〇四六号)。

(22) 寛元四年に近衛家実の娘で後堀河院の妃であった鷹司院(長子)が出家することになったが、それは、「松月上人有夢想事」つまり慶政に出家しなければ、重い病気に罹るであろう夢告があり、それに基づき、宣陽門院の勧めがあったからという(『岡屋関白記』寛元四・一・一四、四・二〇)。その背景には、「天下権臣」西園寺実氏(太政大臣)

表 鎌倉前期の検非違使別当在任一覧

	氏名	別当在任期間		備考
1	藤原頼実	文治 2(1186),12,15 ~ 同 3,9,19	大炊御門流	嘉禄元,7,5 薨
2	藤原隆房	文治 3(1187),9,24 ~ 建久 1,7,18	末茂流(四条流)	建永元,6,23?
3	源通親	建久 1(1190),7,18 ~ 同 2,2,1	村上源氏(頼房流)	建仁 2,10,21 薨
4	藤原能保	建久 2(1191),2,1 ~ 12,7	持明院(一条)流	建久 8,101,3 薨
5	藤原兼光	建久 2(1191),12,28 ~ 同 5,8,11	日野流	建久 7,4,23 薨
6	藤原光雅	建久 5(1194),9,17 ~ 同 8,12,15	勧修寺流(薬室流)	正治 2,3,9 薨
7	源通資	建久 8(1197),12,15 ~ 正治 1,6,22	村上源氏(唐橋流)	元久 2,7,8 薨
8	藤原宗頼	正治 1(1199),6,22 ~ 同 2,1,22	勧修寺流(薬室流)	建仁 3,1,29 薨
9	藤原公継	正治 2(1200),1,22 ~ 6,25	園院流(徳大寺流)	
10	藤原信清	正治 2(1200),6,25 ~ 建仁 1,1,1?	道隆(坊門)流	建保 4,3,14 薨
11	藤原定輔	建仁 1(1201),1,1? ~ 同 3,1,13	道隆流	
12	藤原範光	建仁 3(1203),1,13 ~ 11,23	貞嗣流	建保元,4,5 薨
13	源通具	建仁 3(1203),11,23 ~ 建永 1,2,1?	村上源氏(頼房流)	
14	藤原隆衡	建永 1(1206),2,22 ~ 承元 2,4,7	末茂流(四条流)	
15	藤原保家	承元 2(1208),4,7 ~ 7,23	持明院流	承元 4,4,25 薨
16	源定通	承元 2(1208),7,23 ~ 同 3,11,4	村上源氏(土御門流)	
17	藤原光親	承元 3(1209),11,4 ~ 同 5,1,18	勧修寺流(薬室流)	
18	藤原教成	建暦 1(1211),1,18 ~ 9,8	末茂流(山科流)	
19	藤原実宣	建暦 1(1211),9,8 ~ 建暦 2,1,13	園院流(滋野井流)	
20	源有雅	建暦 2(1212),1,13 ~ 建保 2,2,11	宇多源氏	
21	源雅親	建保 2(1214),2,11 ~ 同 3,4,11	村上源氏(唐橋流)	
22	藤原範朝	建保 3(1215),4,11 ~ 同 4,1,13	貞嗣流	
23	藤原顕俊	建保 4(1216),1,13 ~ 承久 1,4,8	勧修寺(薬室流)	

の存在があり、実氏は、後嵯峨院が「当時一向被憑思食之人」であったため、恐れ憚つての事であったという(同前)。後白河院の皇女で、当時の後宮に隠然たる影響力があった宣陽門院(観子内親王)を含めて、慶政の影響が及んでいたことが推測されよう。